

酒々井町 地域福祉計画 地域福祉活動計画

「みんなで創ろう ～助け合い・支え合う
福祉の町 酒々井～」



平成25年3月

酒々井町

社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会

町長あいさつ



少子高齢化、人々の価値観やライフスタイルの多様化など地域社会の変容に伴い、当町においても、家庭や地域でお互いが助け合い、支えあう相互扶助が薄れてきており、福祉行政の対応だけでは解決できない様々な福祉課題が山積しております。このため、地域のあり方や地域活動の意義が大きく問われてきています。

このような中、支援を必要としている人をはじめ町民の生活を地域で支援していくためには、公的な機関による施策、サービスだけでなく、住民、福祉関係団体、事業所などが地域と関わる活動や互いの協働による取り組みが必要となります。

このたび地域住民、町、社会福祉協議会がこれまで以上に連携を図っていくために、町の「酒々井町地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「酒々井町地域福祉活動計画」を一つの計画として策定しました。この計画は町福祉関係事業所、福祉関係団体、町民公募の方々に委員として計画策定に直接取り組んでいただいた「皆様方の地域福祉の計画書」です。この計画を推進していくためには、町民、事業者や関係機関・団体、町、社会福祉協議会の「協働」が不可欠であり、緊密なネットワークを基盤として、計画の推進を図りたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご審議をいただきました酒々井町地域福祉計画策定委員の皆様、各種アンケートにご意見をいただきました事業者、団体や町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

酒々井町長 小坂 泰久

社会福祉協議会会長あいさつ



近年地域社会では、少子高齢化や核家族化等により、地域のつながりが薄れ、さらに経済情勢の厳しさも長期化し、地域における生活課題も多様化しております。

そのような現状の中、これからは地域で抱えている困りごとや課題を地域住民、行政、社会福祉協議会、各種機関等が連携して解決に取り組むことが重要となっております。

こうした状況を踏まえ酒々井町社会福祉協議会では、行政と連携して、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画を官民協働で一体化し作成しました。

策定にあたっては、平成24年7月に町民からの公募委員、議会、福祉関係団体、ボランティア、NPO等より17名で策定委員会を組織し、町民の皆様方に直接計画づくりに参加いただきました。

本計画の基本理念であります「みんなで創ろう～助け合い・支え合う福祉の町 酒々井～」の実現のため、また、地域で支え合うための基盤づくりのために、社会福祉協議会といたしましても計画に基づいて事業展開をし、町全体で連携し支え合う社会の実現を目指して参ります。

終わりに本計画の策定ご協力をいただきました順天堂大学松山准教授をはじめとする策定委員の皆様や、アンケートにご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

社会福祉法人

酒々井町社会福祉協議会
会長 齋藤 甲一

酒々井町地域福祉計画・酒々井町地域福祉活動計画 ～目次～

第1章	計画の策定について	1
1	地域福祉とは	1
2	地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	1
3	地域福祉推進の背景と必要性	2
4	計画の位置づけ	2
	(1) 社会福祉法での位置づけ	2
	(2) 町の計画としての位置づけ	3
5	計画の期間	3
6	計画の策定体制と手順	4
	(1) 策定体制	4
	(2) 策定の手順	4
第2章	酒々井町の現状と課題	6
1	町の姿	6
2	各種統計	7
3	調査の結果など	11
4	地域福祉策定委員会・部会での状況	12
第3章	計画の基本理念と骨子	13
1	基本理念	13
2	骨子	14
第4章	計画の本論(施策の展開)	15
1	安心・安全	16
	(1) 在宅支援	17
	(2) 健康づくり	19
	(3) 支援	21
	(4) 権利擁護	27
	(5) 防災対策	28
	(6) 活動拠点	30
	(7) 移動手段	31

2	協働	32
(8)	見守り・支え合い	33
(9)	相談	37
(10)	連携	38
(11)	ボランティア	39
3	交流	41
(12)	交流の場	42
(13)	福祉施設	44
(14)	世代間交流	45
(15)	生きがいづくり	47
(16)	広報・情報	49
第5章	計画を推進するためには	50
1	計画の普及と啓発	50
2	計画の推進と評価	50
参考資料		51
1	策定委員会設置要綱	52
2	策定委員名簿	53
3	策定委員会	54
4	策定部会	55
5	地域福祉フォーラム開催実績	56
6	計画策定の経緯	57
7	用語の解説	58

第1章 計画の策定について

1 地域福祉とは

地域福祉とは「障害の有無や年齢にかかわらず福祉サービスを必要とする人が身近な『地域』でその人らしい自立した生活を送る」ことを実現して、誰もが地域で、その人らしく安心して生活が送れるようにすることを目指すことです。

私たちが住んでいる酒々井町で誰もが安心して暮らせるために困りごとや課題を地域の住民、行政、社会福祉協議会、事業者や団体が協力して解決に向けて取り組んでいくものです。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された市町村地域福祉計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が地域において社会福祉に関する活動を行うものであり、社会福祉を目的とする事業を経営するものが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動、行動計画です。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において福祉課題の解決をめざして住民や民間団体の行う解決活動と必要な資源造成、配分活動などを組織だっで行うことを目的として体系的にまとめた民間計画です。

地域住民、町、社会福祉協議会がこれまで以上に緊密な連携と協働を図っていくために、本計画は、町の行政計画である「酒々井町地域福祉計画」と、住民を構成員とする社会福祉協議会を中心とした民間の計画である「酒々井町地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定したものです。

3 地域福祉推進の背景と必要性

昨今、少子高齢化をはじめとして社会が大きく変化し、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化してきており、地域社会の変容等により、不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化しています。こうした中、地域社会の成り立ちも大きく変わってきています。家庭や地域でお互いが助け合い、支えあう相互扶助の機能が薄れてきており、従来のような福祉行政が分野別に対応するだけでは解決できない様々な福祉課題が山積しています。このため、家庭や地域のあり方、地域活動の意義などが問われてきています。

一方で、ボランティアやNPOなどの活動が活発となり、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きもあります。地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠となっています。社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要です。

4 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法での位置づけ

国では、このような社会の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる福祉社会を将来にわたり創っていくために、「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれる福祉制度の根幹的な改革が進められています。これは社会福祉の考え方を「措置・給付」から「契約・利用」へと転換するもので、あわせて地域生活支援のため地域福祉の充実が位置づけられました。その後社会福祉法が制定され、地域福祉の推進（第4条）が位置づけられるとともに地域福祉計画の策定（第107条：行政計画・自治事務）について明記されています。

地域福祉計画は地域の福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められており、

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- などを明らかにするものです。

社会福祉法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

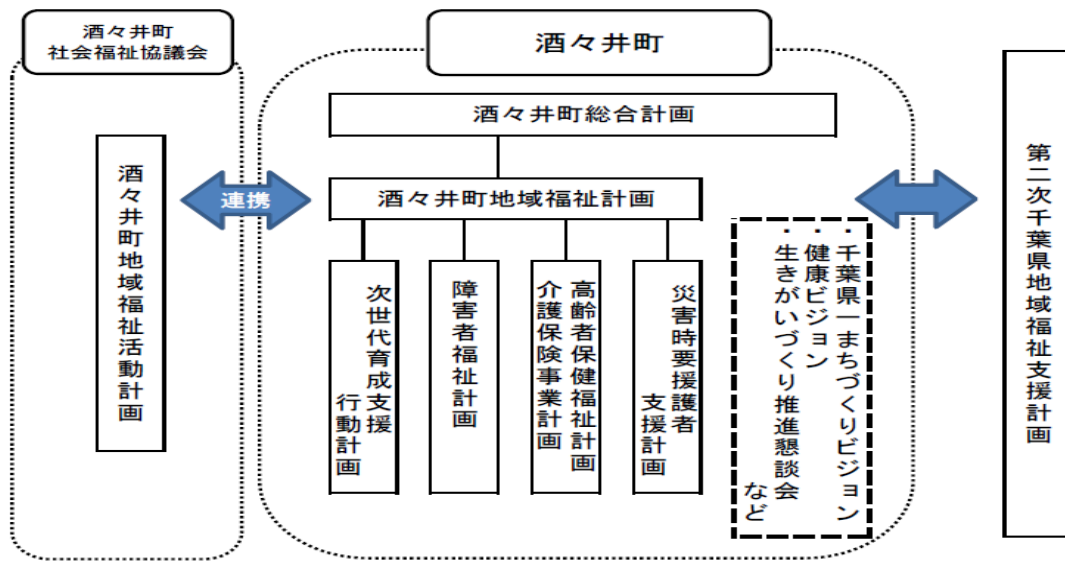
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 町の計画としての位置づけ

酒々井町地域福祉計画は、酒々井町総合計画を上位計画とし、その地域福祉に関する事項を具体化するもので、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画、次世代育成支援行動計画、健康ビジョンなどの保健福祉分野別計画に関し、それらの計画にかかる地域福祉の視点、理念、方針などを明示し地域における展開を総括する役割をもつものです。

このため本計画は地域の視点から、高齢者、障害者、児童などの分野に共通する理念や考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる事項を横断的に定める計画であり、総合計画と分野別計画の中間に位置づけるものです。

・計画の位置づけ



5 計画の期間

- ①平成25年度から平成29年度までの5年間
- ②計画を評価する体制を確保

平成(年度)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
福祉関係計画年表	総合計画														
	地域福祉計画・活動計画														
	高年齢者・介護計画														
	障害者計画														
	次世代育成支援行動計画														

6 計画の策定体制と手順

(1) 策定体制

本計画の策定にあたって、酒々井町の地域福祉に関わりのある学識経験者や福祉関係者、地域関係者などで構成する「酒々井町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の理念、取り組みの方向性についての議論を行い、更に3部会（安心・安全部会、協働部会、交流部会）に分かれて課題や要望に対して、具体的にこれからの取り組みの方向性を検討しました。事務局として町及び社会福祉協議会の職員が参加し、両計画（地域福祉計画と地域福祉活動計画）の一体的な策定のための作成作業を行いました。

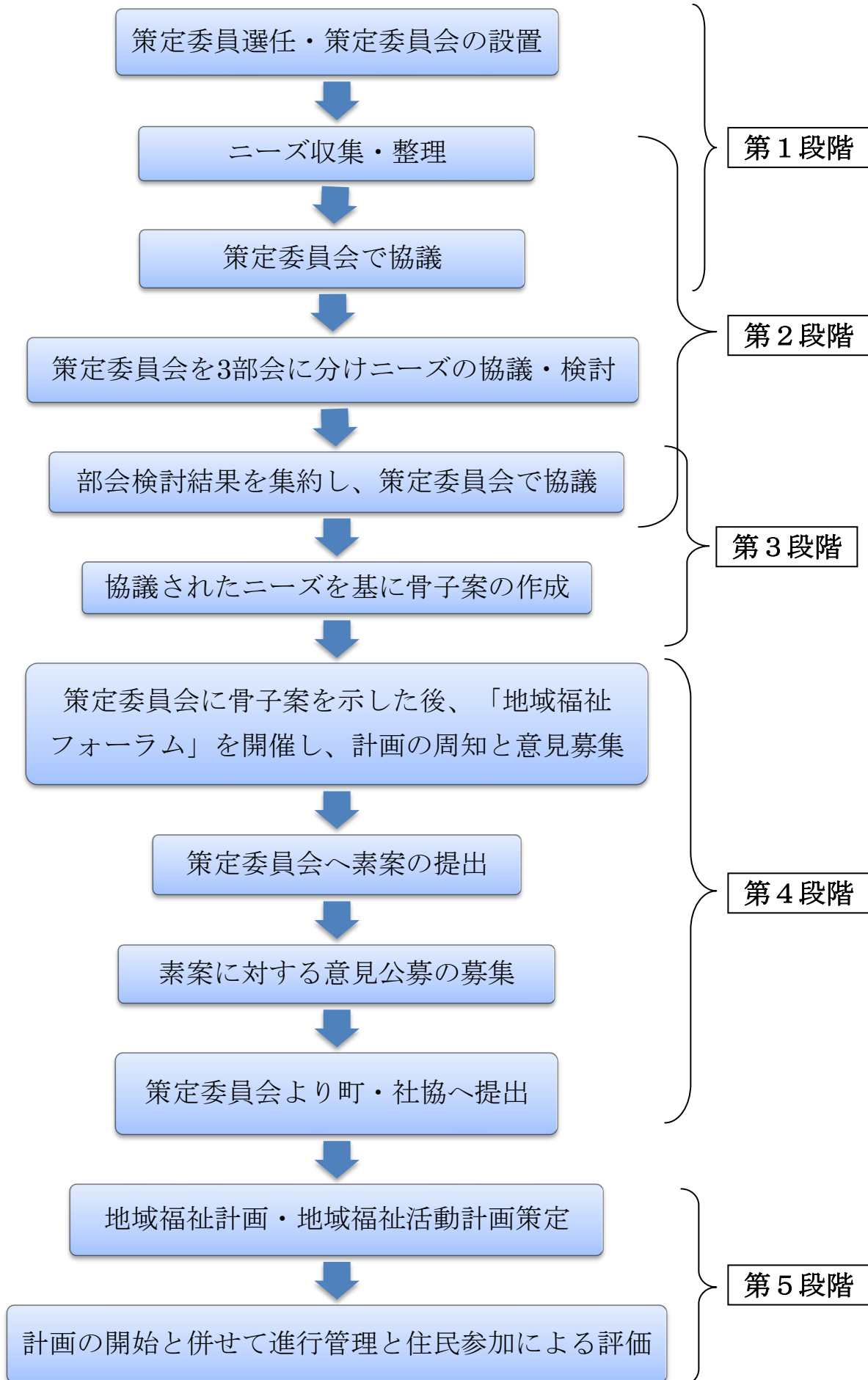
また、酒々井町地域福祉フォーラムを開催して地域住民の方々からいただいたご意見やご要望等がこの計画にさまざまな形で反映されています。

このような体制で本計画は住民自らが参画して計画策定に係わりを持つことで地域のニーズを取り込んだ内容となりました。

(2) 策定の手順

- ・ 第1段階 ～計画の構想～
どのように計画を策定していくのか、既存資料、アンケート結果、日常の活動などを通じて気付いた課題などをもとに、計画策定の方向性を定めていく。
- ・ 第2段階 ～地域福祉課題の収集～
地域の中にある生活課題や福祉課題を具体的に収集し整理して、課題の共有化と優先順位づけを行う。
- ・ 第3段階 ～計画の理念の設定～
課題の収集と整理を行いながら計画の目的、目標、理念を考えていく。
- ・ 第4段階 ～課題解決のための検討（計画化）～
計画の方向性をふまえて具体的地域課題解決の方向性の検討を行う。
- ・ 第5段階 ～計画と地域福祉の進行管理～
計画策定後の進行管理と住民参加による評価と活動の推進を行う。

【プロセス図】



第2章 酒々井町の現状と課題

1 町の姿

当町は千葉県北部首都東京からは50km圏、千葉市からは20km圏に位置しています。北は国際空港と門前町の成田市、東は八街市、富里市、南西は歴史と文化の城下町の佐倉市、北西は印旛沼をへだてて印西市にそれぞれ接しています。

北総台地の中央に位置するため、谷津の多い丘陵地となっており、丘陵地の平坦部に市街地が形成されています。

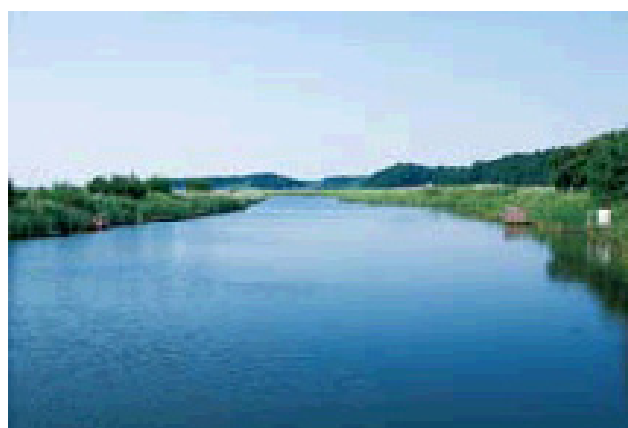
気候は、きわめて温暖であり、緑豊かな自然に包まれて快適な生活環境に恵まれています。

首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に早くから計画的な土地利用を進めてきました。

また、平成25年4月の東関東自動車道の酒々井インターチェンジ供用開始と併せて酒々井プレミアムアウトレットのオープンにより南部地域の活性化が期待できます。



本佐倉城跡



印旛沼は釣りのメッカ。鮎や鯉をねらう人々で賑わいます。



町民の足となっているしすいふれ愛タクシー



JR酒々井駅のエレベーター

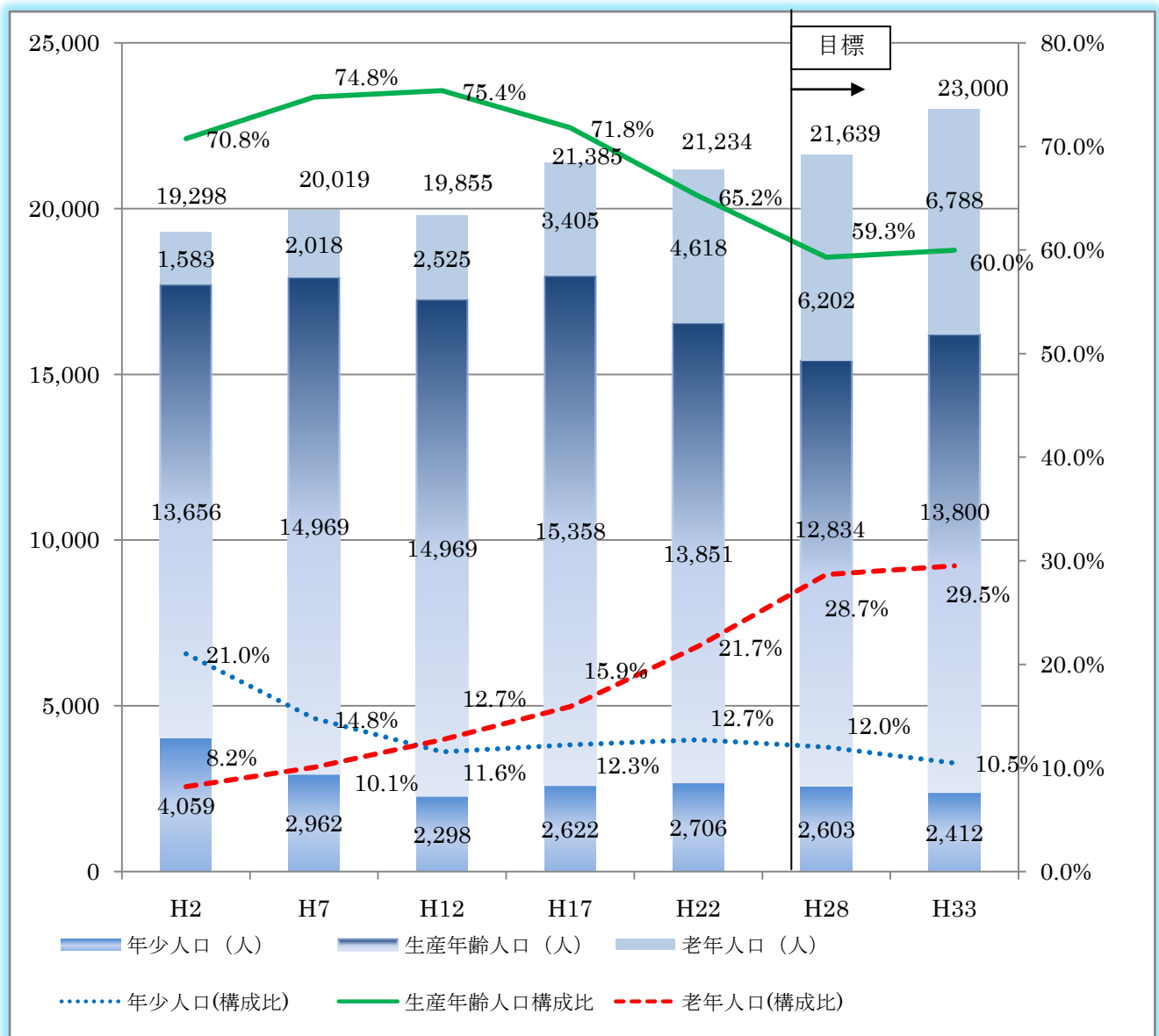
2 各種統計

(1) 町の人口

総人口は、平成7年に20,019人と2万人の大台を超えた後、平成12年にはいったん減少に転じましたが、平成17年ふじき野地区の住宅開発などの要因により再び増加し、21,385人となりました。しかし平成22年には21,234人と再度減少しています。

年齢別にみると、年少人口（0～14歳）は平成2年から一貫して減少傾向にありましたが、平成12年から平成17年にかけて324人増加しておりその後横ばいとなっています。生産年齢人口（15歳～64歳）は平成2年から平成17年にかけて1,702人増加しましたが、平成22年には1,507人減少しています。高齢人口（65歳以上）は一貫して増加しており、20年間で3,035人増加しています。

町の人口の推移と予測は、以下の表のとおりです。（出典：国勢調査）



(2) 障害のある人

・身体障害（児）者手帳所持者の状況

平成 23 年 3 月現在、572 人となっています。平成 19 年と比較すると 78 人の増でこの間毎年増加傾向が続いています。町の人口が平成 19 年以降、横ばいの中で身体障害者数は 15.8%増と高い伸び率を示し、対人口比でも平成 19 年の 2.31%から 2.69%へと上昇しています。

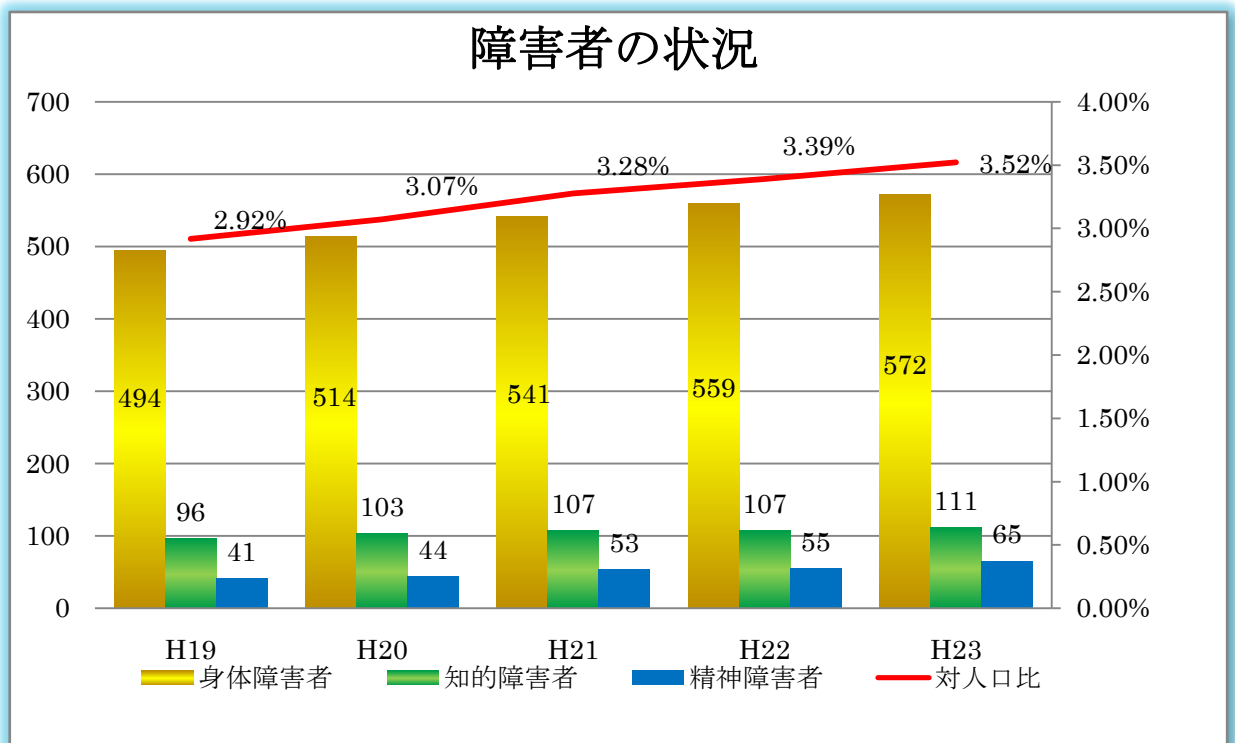
・知的障害（児）者手帳所持者の状況

平成 23 年 3 月現在、111 人であり、対人口比は 0.52%となっています。平成 19 年との比較では、この 5 年間で 15 人の増加となっています。

・精神障害者保健福祉手帳所持者

平成 23 年 3 月現在、65 人となっています。平成 19 年との比較ではこの 5 年間で 24 人の増加となっています。

町の障害者数の推移は、以下の表のとおりです。（出典：町障害者計画）



(3) 介護保険制度

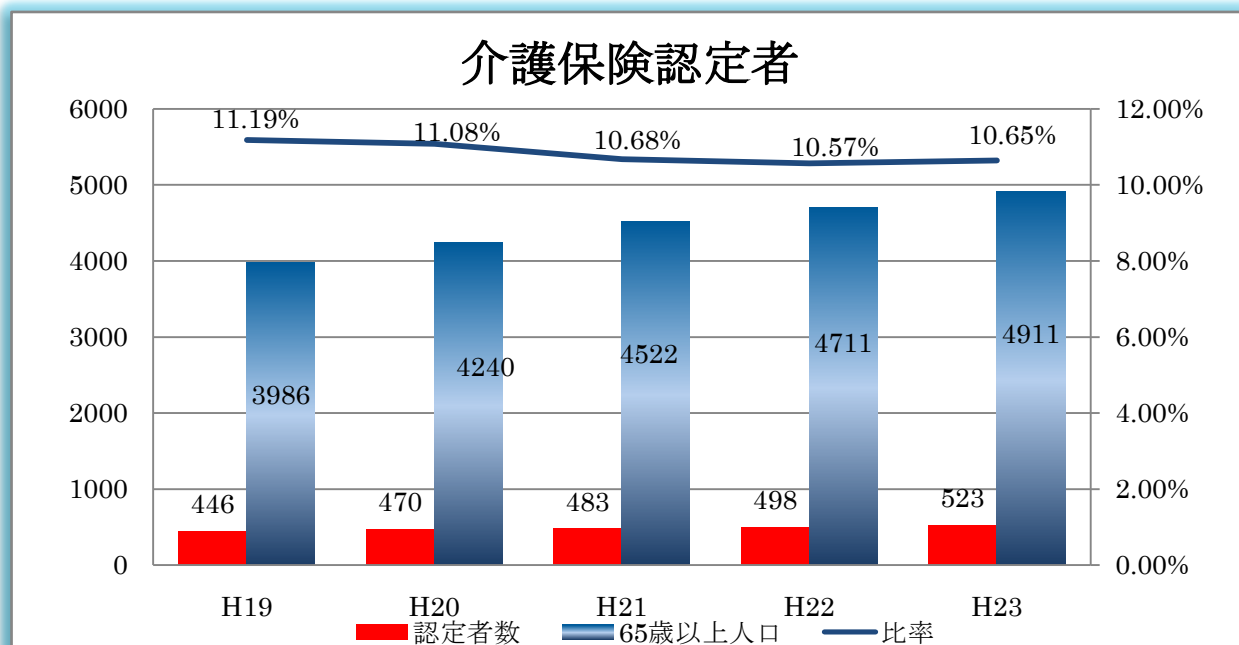
平成 12 年から開始した介護保険制度では、65 歳以上の方で寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方（要介護状態）、65 歳以上で家事や身支度等、日常生活に支援が必要な方（要支援状態）、40 歳以上 64 歳までの方で、初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（特定疾患）により要介護状態や要支援状態となった方を対象に、介護保険事業サービスを実施しています。本人や家族からの申請に基づき訪問調査を行い、審査を経て認定となります。

・介護保険で受けられるサービスの内容

①在宅でのサービスとして、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所・訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、訪問看護、

通所介護（デイサービス）、短期入所生活・療養介護（ショートステイ）、認知症対応型共同生活介護、福祉用具の貸与・購入、住宅改修費の支給、などがあります。

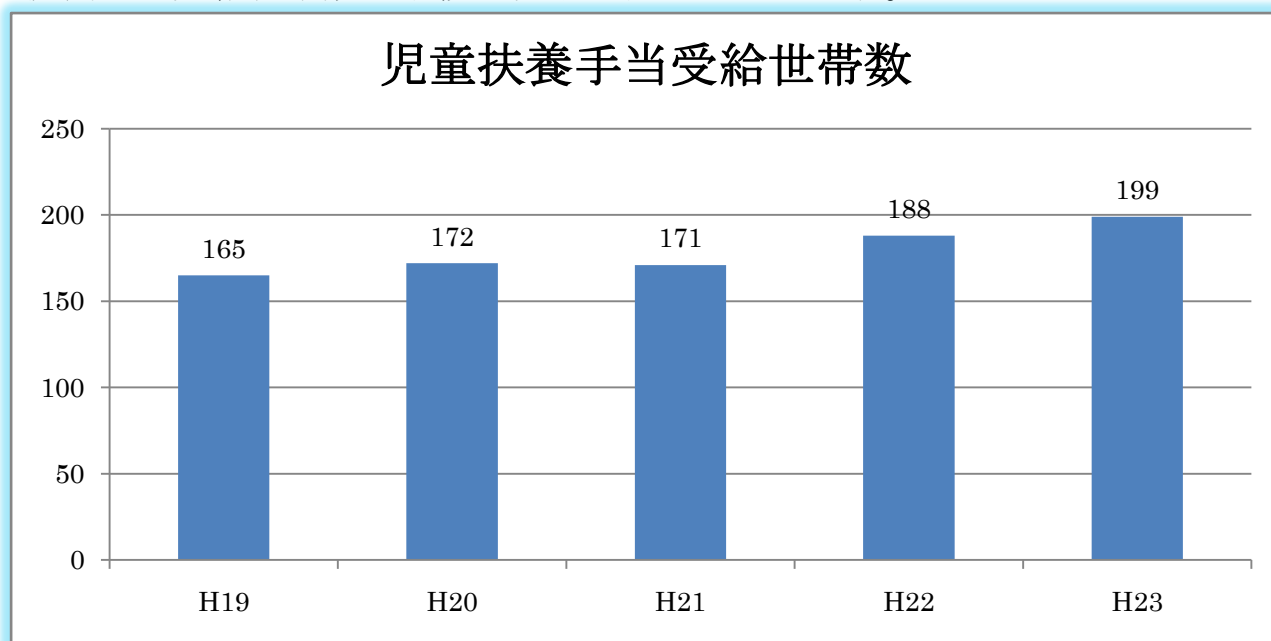
②施設利用サービスとして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などへの入所や機能訓練などを受けることができます。町の介護保険認定者の推移は、以下の表のとおりです。（出典：町高齢者者・介護計画）



（４）ひとり親家庭

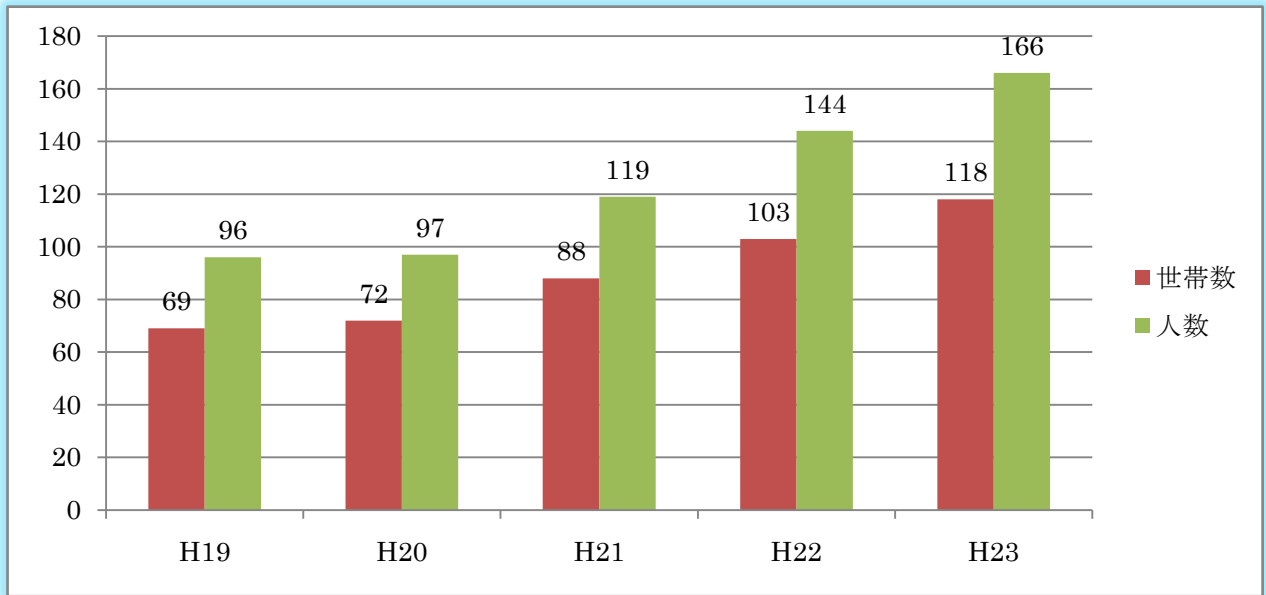
離婚件数の増加などにより、ひとり親となる世帯は年々増加しています。母子家庭には経済的自立が困難な状況がみられ厳しい状況にあります。

また、父子家庭でも育児に不安を抱えるなど、経済的支援を含めた総合的な支援体制が必要です。町では母子寡婦福祉会（白ゆり会）と連携して相互の交流や社会参加の促進、相談体制の充実に努めています。町の児童扶養手当受給世帯数の推移は以下の表のとおりです。（町ひとり親家庭資料より）



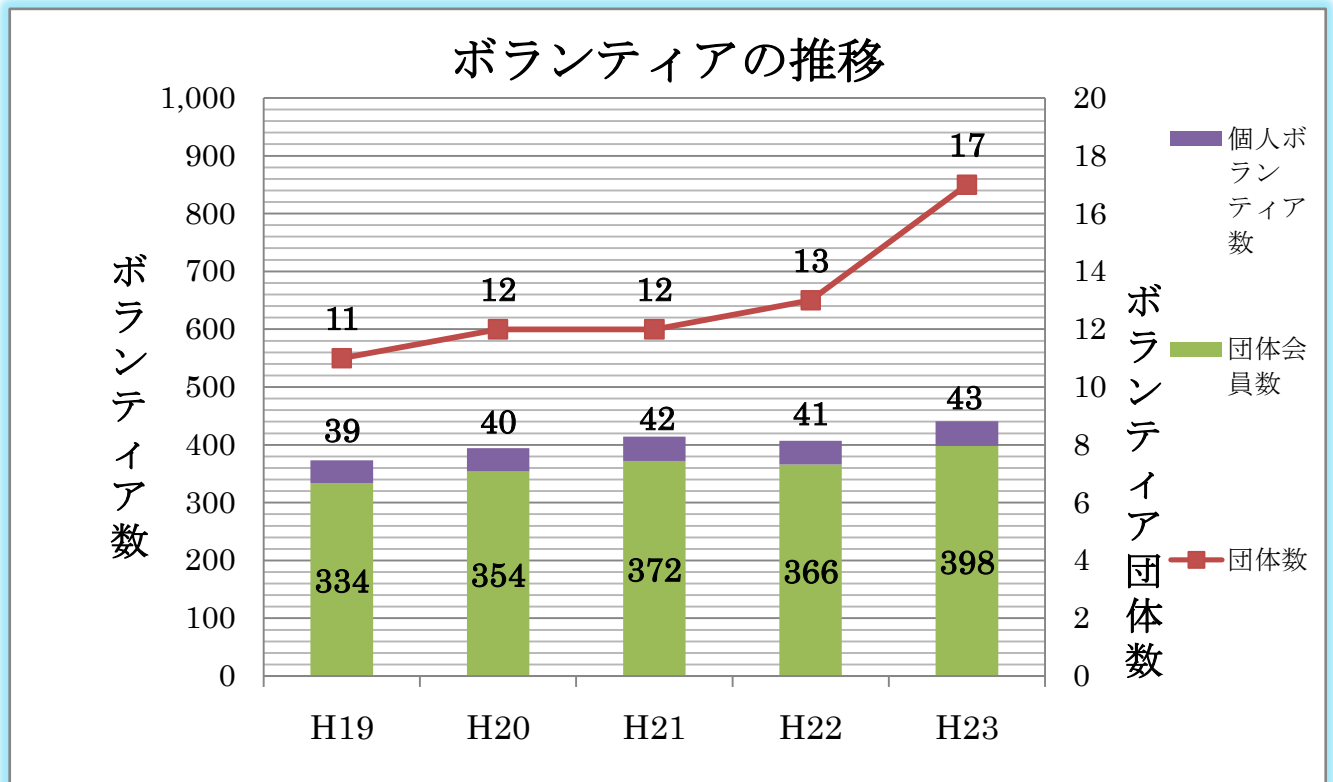
(5) 生活保護

生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するだけでなく、将来における自立の助長を図ることを目的としています。町の生活保護受給者数の推移は、以下の表のとおりです（町生活保護資料より）



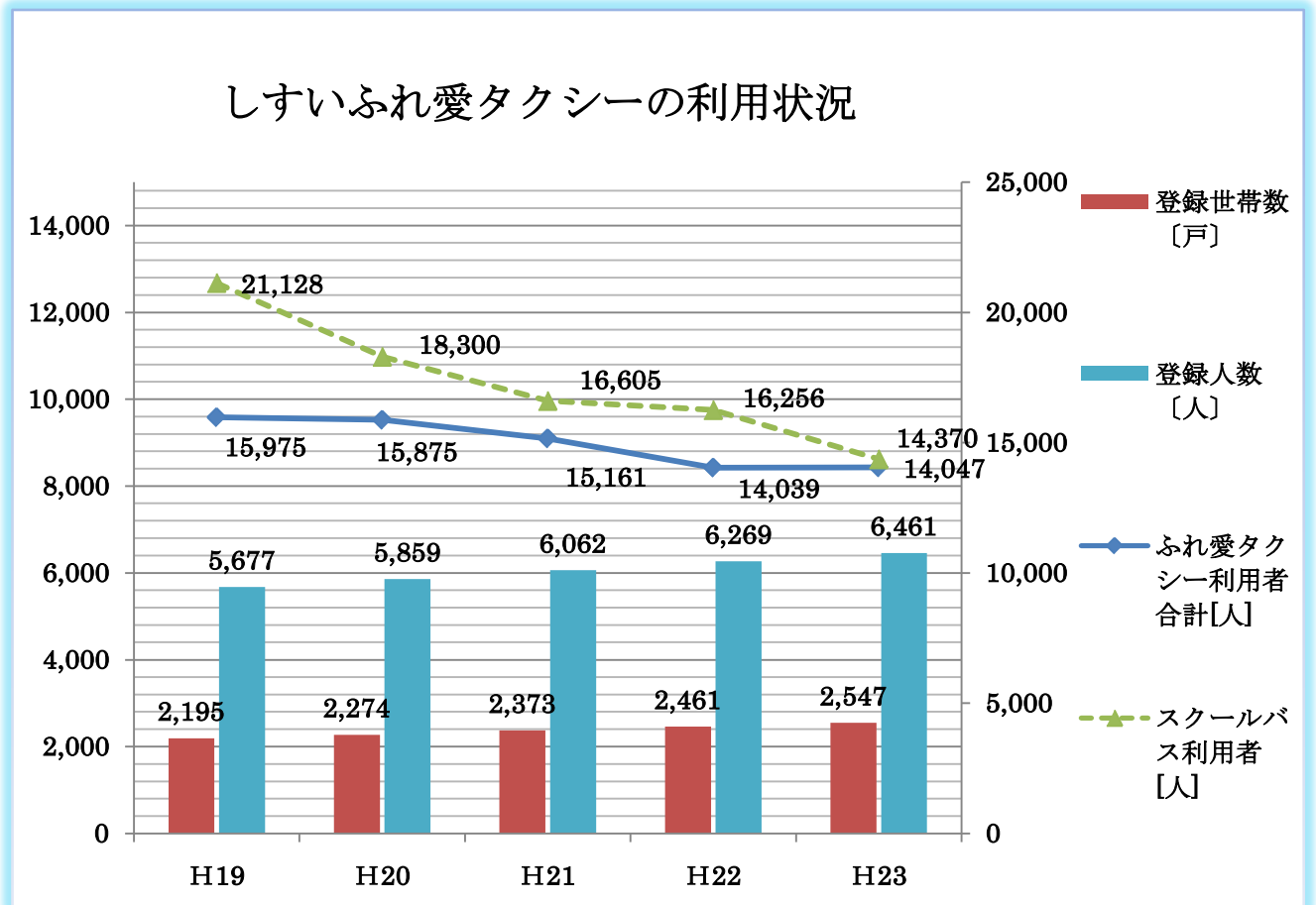
(6) ボランティア

ボランティア活動人口は、平成19年度より団体会員数及び個人ボランティア数の推移がほぼ横ばいに対して、団体数は平成23年度に4団体増加しているものの、会員数の増加にはあまり変化が生じていない現状です。しかし、年々ボランティアのニーズは高まっており、ボランティアの活動人数は不足している状況が見られます。これからの地域課題の解決には、ボランティアの協力なしには実践できないためボランティアの担い手育成が重要となってきます。（町社協資料より）



(7) しすいふれ愛タクシー

しすいふれ愛タクシーは、平成16年3月より開始し、スクールバスの機能と町民の足として運行しておりますが、登録者数は年々増加している一方、利用者数は平成22年度に減少し、平成23年度もほぼ増加は見られませんでした。このような状況の中で、利便性向上についてのニーズが寄せられているため、今後の運行方法について検討しながら、利用促進のためのPRや運行に対する理解に努める必要があります。(町社協資料より)



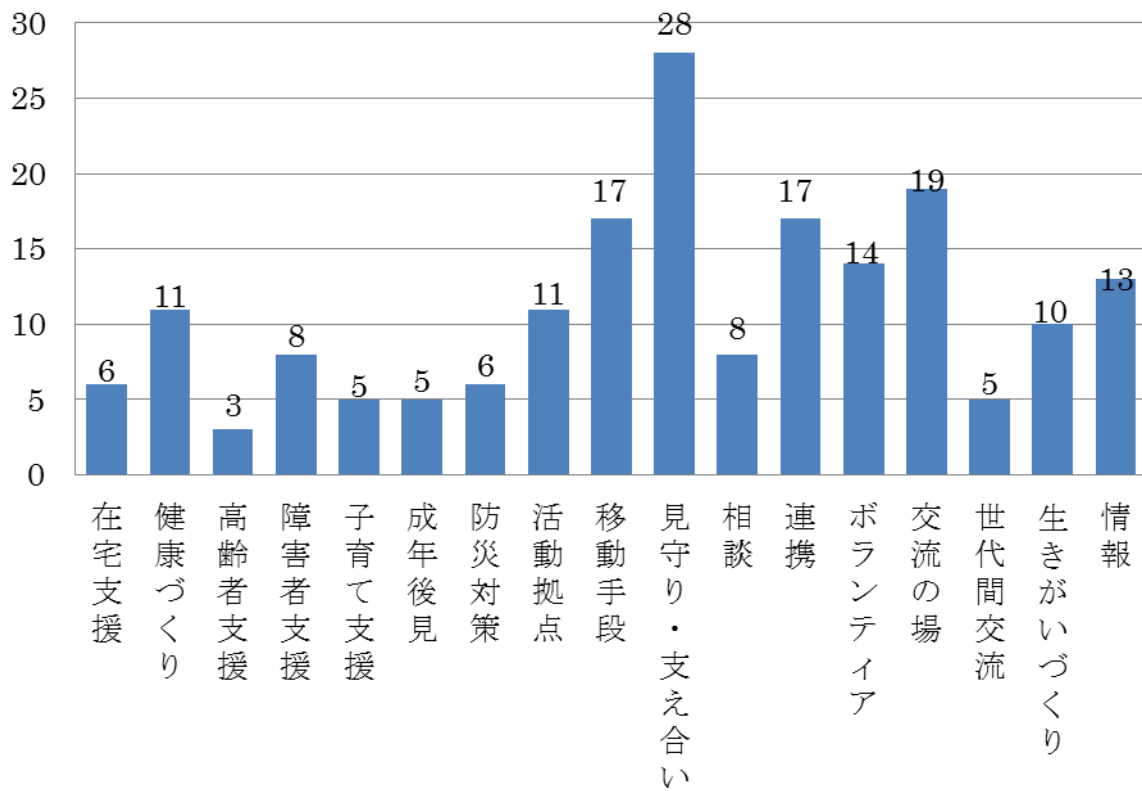
3 調査の結果など

平成22年度に実施した町民意識調査の主な意見として、都市基盤の整備では「上下水道の整備」生活環境では「自然環境、ゴミ収集、近所づきあい」「消防、救急体制」教育、文化では「集会所、幼稚園、小中学校施設、史跡保存や伝統文化の継承」の満足度が高くなっています。

一方、「農業・工業・商業などの産業振興、観光振興」の経済・産業全般と「介護保険、障害者の福祉施設、医療機関、救急医療体制」をはじめとする福祉・健康全般は満足度が低い結果となっています。

また、本計画の策定にあたっては、平成22年度の先進福祉千葉県一まちづくりビジョン、平成23年度の生きがづくり活動懇談会の検討結果の内容整理を行い、更に福祉関係団体からのアンケートと併せておよそ180件の地域課題やニーズの洗い出しを行いました。それらの結果を16のカテゴリーに分類しました。次のグラフのとおり「見守り、交流の場、連携」といった高齢者や生活弱者の地域での課題が多い傾向となりました。

ニーズの集計



第3章 計画の基本理念と骨子

1 基本理念

「みんなで創ろう～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～」

「みんなで創ろう」

地域福祉の推進は、地域住民を対象とするだけでなく、その担い手として位置づけるとともに自主的な活動を促して必要な支援を行うことが重要となります。

そして、地域のみなさんが生活課題の解決に向けて協働により地域福祉を「みんなで創ろう」といった考えを持つことが大切です。

また、住民参画による施策や計画の策定と推進が必要となります。

「助け合い」

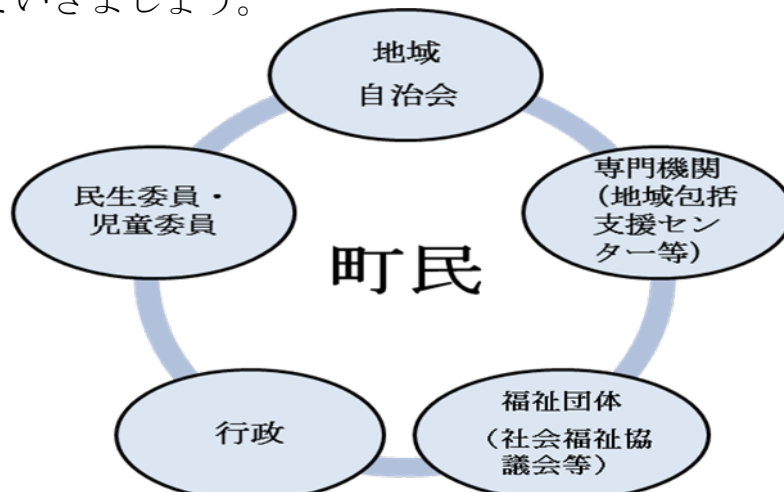
地域の課題は、行政や社会福祉協議会の取り組みに加えて、みなさん自身の手で解決できることが望ましいと考えられます。本人の力による「自助」や、公的支援による「公助」を活かしながら、みんなで支えあい、助けあっていく「共助」が必要になります。地域福祉を「助け合い」によってみんなで築き上げていくことが大切です。

「支え合う」

地域には多様なニーズや生活課題を抱えた人が暮らしています。さまざまな困りごとやハンディキャップを抱えた人など誰もが住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら「安心していきいきと暮らせる」ことが理想であると考えられます。「自助」や「公助」では解決が難しい課題についても、地域の力を活かして「地域互助」により「支え合う」ことで必要な人に必要な支援が行き届くようにしていくことが大切です。

「福祉の町 酒々井」

地域福祉の主役は、地域で暮らすみなさん自身です。酒々井町を地域力と連携により「みんなで創ろう～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～」にしていきたいと思います。



2 骨子

酒々井町地域福祉計画・酒々井町地域福祉活動計画体系図

基本理念	基本目標	重点目標	取り組みの方向	活動の概要	
みんなで創ろう 助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井	安心・安全	健康で快適な生活ができる体をつくろう	1. 在宅支援 在宅で安心した生活を送れる体制づくり	1-1 在宅で安心した生活を送れる体制づくり	
			2. 健康づくり 日常生活に必要な体力づくりの充実	2-1 日常生活に必要な体力づくりの充実	
		福祉制度の周知を図ろう	3. 支援 支援を必要としている人への援助	3-1 高齢者支援の充実	3-1 高齢者支援の充実
				3-2 障害(身体・知的・精神障害)のある人への支援体制の充実	3-2 障害(身体・知的・精神障害)のある人への支援体制の充実
				3-3 子育て世帯への支援の充実	3-3 子育て世帯への支援の充実
		命を守る体制づくりを進めよう	4. 権利擁護 成年後見と日常生活自立支援事業の充実	4-1 成年後見と日常生活自立支援事業の充実	4-1 成年後見と日常生活自立支援事業の充実
		福祉施設や交通手段の充実を図ろう	6. 活動拠点 福祉施設の整備充実を図る	6-1 福祉施設の整備充実を図る	6-1 福祉施設の整備充実を図る
	7. 移動手段 移動手段の充実を図る			7-1 移動手段の充実を図る	
	協働	地域の助け合い、見守りの体制を作ろう	8. 見守り・支え合い 地域力による見守り体制の構築を図る	8-1 安否確認体制の充実	8-1 安否確認体制の充実
				8-2 町・自治会・社会福祉協議会・民生委員児童委員との連携による見守り	8-2 町・自治会・社会福祉協議会・民生委員児童委員との連携による見守り
				8-3 地域互助による見守りと支え合い	8-3 地域互助による見守りと支え合い
		地域福祉の体制づくりを強化しよう	9. 相談 相談支援体制の充実を図る	9-1 ワンストップサービス(総合案内機能)の充実	9-1 ワンストップサービス(総合案内機能)の充実
				9-2 専門相談窓口の体制整備	9-2 専門相談窓口の体制整備
		地域福祉の担い手を育成しよう	10. 連携 自治会・関係団体・町・社会福祉協議会による連携強化を図る	10-1 自治会と民生委員児童委員との連携による地域活動の充実	10-1 自治会と民生委員児童委員との連携による地域活動の充実
	10-2 自治会と関係機関との連携			10-2 自治会と関係機関との連携	
	交流	地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう	11. ボランティア ボランティア育成と支援の強化を図る	11-1 ボランティアのPRと人材育成	11-1 ボランティアのPRと人材育成
11-2 各種団体(学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体)との連携				11-2 各種団体(学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体)との連携	
11-3 ボランティアコーディネート機能の強化				11-3 ボランティアコーディネート機能の強化	
12. 交流の場 地域コミュニティによる支え合いの強化を図る				12-1 地域互助体制の充実	12-1 地域互助体制の充実
	12-2 農村部と都市部による地域課題に対する取り組み	12-2 農村部と都市部による地域課題に対する取り組み			
社会参加の促進を図ろう	13. 福祉施設 地域活動・交流の場の整備をする	13-1 集会場と福祉関連施設の活用と整備	13-1 集会場と福祉関連施設の活用と整備		
		13-2 誰でも参加できる集いの場(サロン事業)の充実	13-2 誰でも参加できる集いの場(サロン事業)の充実		
		14. 世代間交流 世代を超えた活動の交流を図る	14-1 福祉教育の推進	14-1 福祉教育の推進	
情報の充実を図ろう	15. 生きがいつくり 生きがいつくりの促進を図る	14-2 各種団体(学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体等)の交流による後継者育成	14-2 各種団体(学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体等)の交流による後継者育成		
		15-1 水仙クラブ(老人クラブ)、シルバー人材センター機能充実と参加促進	15-1 水仙クラブ(老人クラブ)、シルバー人材センター機能充実と参加促進		
		15-2 生涯学習事業の充実と参加促進	15-2 生涯学習事業の充実と参加促進		
		16. 広報・情報 適切な情報提供の充実を図る為の環境整備	15-3 地域の人材発掘と参加しやすい環境づくり	15-3 地域の人材発掘と参加しやすい環境づくり	
			16-1 広報、ホームページ、回覧の充実	16-1 広報、ホームページ、回覧の充実	
			16-2 必要に応じた情報提供ができる体制づくり	16-2 必要に応じた情報提供ができる体制づくり	

第4章 計画の本論（施策の展開）

※本論中の取り組みの方向中の「実施主体」「関係機関」の中で使用している省略名称は下記のとおりです

No.	略称名称	意味
1	町	酒々井町（行政）
2	社協	社会福祉協議会
3	包括	地域包括支援センター
4	民生児童委員	民生委員・児童委員
5	自治会	自治会
6	地域住民	近隣住民
7	事業所	福祉事業所（介護事業所、障害事業所など）
8	専門機関	警察署、消防署、病院、児童福祉施設、専門相談機関など
9	各種団体	水仙クラブ連合会、シルバー人材センター、住民活動団体など
10	学校	小学校、中学校
11	ボランティア	ボランティア協議会、ボランティア団体、個人ボランティア
12	NPO	民間非営利団体
13	検針員	ガス・電気検針員等
14	配達員	郵便・新聞配達員等

なお、実施主体は施策などの中心となる機関や組織などを意味します。

また関係機関は実施主体に協力をする機関や組織などを意味します。

本文中の※印については用語説明を参考資料中に添付しております。

基本目標：安心・安全

誰もがいつまでも住み慣れた町で生活していくためには安心して安全に暮らせるための環境づくりが必要です。

そのためには、現在様々な活動が行なわれていますが、なお一層の充実を図るため、基本目標として「安心・安全」を掲げました。

【取り組みの方向】

1. 在宅支援

～在宅で安心した生活を送れる体制づくり～

2. 健康づくり

～日常生活に必要な体力づくりの充実～

3. 支援

～支援を必要としている人への援助～

4. 権利擁護

～成年後見と日常生活自立支援事業の充実～

5. 防災対策

～地域防災力の強化を図る～

6. 活動拠点

～福祉施設の整備充実を図る～

7. 移動手段

～移動手段の充実を図る～

基本目標：安心・安全

重点目標：健康で快適な生活ができる体をつくろう

1. 在宅支援 ～在宅で安心した生活を送れる体制づくり～

地域課題

- ・ひとり暮らし高齢者や見守りなどを必要としている人に対して、利用できるサービスを教えて欲しい。
- ・往診診療体制を充実してもらいたい。
- ・自宅で看取って欲しいといった望みを叶えたい。
- ・銀行での金銭出し入れや、難解な書類の理解に困っています。

現状

- ・支援の必要な方に対して社会福祉協議会※では、ワンコインサービス※（ゴミ出し等）や日常生活自立支援事業※（金銭管理）を実施しています。
- ・一部医療機関で往診診療を行っています。
- ・介護保険制度で住宅の改修や介護用品（ベッド・車いす等）の貸し出しを行っています。
- ・社会福祉協議会の在宅福祉事業として、生活援助用具（ベッド・車いす等）の無償貸し出しや購入助成を実施しています。

基本方針

誰でも、住み慣れた町でいつまでも住み続けることが願いです。そのため、在宅で安心して暮らせるような福祉サービスの充実や地域互助による支援体制の推進に取り組みます。

取り組みの方向

1 在宅支援 ～在宅で安心した生活を送れる体制づくり～

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆地域の中でひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を見守る体制づくりを推進します。	町 社協 地域住民	自治会
☆往診診療体制について、提供している医療機関との連携に努めます。 また医師会と連携を図り、推進体制づくりを支援します。	町 専門機関	

活 動 内 容	実施主体	関係機関
<p>☆手助けを必要とする方への在宅支援サービスの提供とPRに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの量と質の向上に努めます。(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービスなどの在宅福祉支援サービスの向上) ・社会福祉協議会に登録しているボランティアの活用、ワンコインサービス、生活援助用具貸出補助事業や日常生活自立支援事業のPRを行い、体制の整備を図ります。 ・シルバー人材センター※で実施している家事サービスの活動を支援します。 	<p>町 社協 包括 事業所</p>	



基本目標：安心・安全

重点目標：健康で快適な生活ができる体をつくろう

2. 健康づくり ～日常生活に必要な体力づくりの充実～

地域課題

- ・健康づくりや介護予防への取り組みが重要です。
- ・健康づくりと介護予防として公園でラジオ体操を広げて欲しい。
- ・福祉農園を開設してもらいたい。
- ・豊かな自然や公園など地域交流の場所の設置。農村部の豊かな自然を保全整備することが必要です。
- ・推奨ウォーキングコースを設定して、安全で歩きやすい道などインフラ※を整備して欲しい。
- ・リハビリテーション施設が必要です。
- ・口腔予防対策が必要です。

現状

- ・介護予防事業については保健センターや地域包括支援センター※で実施しており毎年事業を拡大して継続しています。
- ・市民農園の開設や耕作放棄地の解消に努めています。
- ・ふさのくに歩いて健康マップ「本佐倉城跡ウォーキングコース」を酒々井町商工会観光マップに掲載しています。
- ・介護保険制度のなかで、デイサービスや訪問サービスなどでリハビリテーションを実施しています。
- ・乳幼児から成人の口腔予防対策に取り組んでいます。

基本方針

いつまでも安心して暮らしていくために、日頃からの健康づくりや介護予防に対する意識づくりが重要です。そのため健康づくりや介護予防に対する情報の提供や「自分の健康は自分で守る」というセルフケア意識の啓発や運動に取り組みます。

取り組みの方向

2 健康づくり ～日常生活に必要な体力づくりの充実～

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆ロコモティブシンドローム(運動器症候群)※による、高齢者の引きこもり対策として、介護予防教室等を専門機関と連携し、推進します。	町 包括 事業所	社協 専門機関
☆健康相談窓口の充実を図り、健康づくりに対する意識の高揚に努めます。	町 包括	

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆介護支援ボランティア※制度の促進による健康づくりに努めます、	町 社協	事業所
☆健康づくりのために、ウォーキングやラジオ体操を推奨します。 ・ウォーキングコースの設置とマップの作成を検討します。 ・ラジオ体操の開催場所の紹介に努めます。	町 各種団体	
☆幼児期から高齢期に至る歯科疾患対策を図り、口腔予防意識の高揚に努めます。	町 専門機関	各種団体



介護予防教室「月曜会」

基本目標：安心・安全

重点目標：福祉制度の周知を図ろう

3. 支援 ～支援を必要としている人への援助～

3-1 高齢者支援の充実

地域課題

- ・認知症対策を見直し、強化する必要があります。
- ・高齢者サービスの周知を図ることが必要です。
- ・引きこもりや支援を拒否する方への対応が困難です。

現状

- ・今後も高齢化が進み、それに伴い認知症を含む介護認定者※の増加が見込まれます。
- ・高齢者サービスとして緊急通報装置※の貸与、救急医療情報キット※の配布、針きゅうマッサージの補助、70歳以上ひとり暮らし高齢者への給食サービス等を対象者に行っています。
- ・65歳以上の対象者には個別通知や広報紙、ホームページを通じ、福祉サービスを紹介しています。

基本方針

高齢者がいつまでも健康で生きがいのある生活が送れるように、介護予防教室や引きこもり対策などの支援事業を推進します。

また、自治会や民生委員児童委員※との連携を深め、地域互助体制づくりを推進するとともに、支援を必要とする方の発見や、福祉制度の周知に努めます。

取り組みの方向

3-1 高齢者支援の充実

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆高齢者サービスの周知と地域の対象者を支援する体制づくりを推進します。 ・地域（班単位）の支援体制としての福祉推進員※（仮称）を設置し、連携体制づくりを推進します。	町 社協 包括	事業所 民生児童委員 自治会
☆認知症に対する理解と周知を図ります。 ・認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症への理解を深めます。	町 社協 包括 事業所	専門機関

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆高齢者を対象とした総合相談窓口の充実や、介護事業所（ケアマネージャー※）との連携を図ります。	町 社協 包括 事業所	専門機関
☆高齢者団体と連携を図り、事業の充実に努めます。 ・水仙クラブ連合会※（老人クラブ）、生きがいデイサービス事業※を支援します。	町 社協 各種団体	



基本目標：安心・安全

重点目標：福祉制度の周知を図ろう

3. 支援 ～支援を必要としている人への援助～

3-2 障害（身体・知的・精神障害）のある人への支援体制の充実

地域課題

- ・町内には障害者福祉サービス事業所※で児童通所系サービス※がないので必要です。
- ・障害のある人が安心して暮らせるようにして欲しい。
- ・障害（児）者、発達障害（児）者を理解し、自立支援と社会参加を進める活動が必要です。
- ・知的障害者にもっと働ける場所を用意して欲しい。
- ・知的障害者が地域で暮らしていく上で、親以外の支援者が多ければ多いほど安心して暮らしていけます。
- ・イベントや講演会など大勢の人が集まる時、手話通訳※と要約筆記※を配置することで、障害者が参加しやすくなるのではないのでしょうか。

現状

- ・町内には民間の就労支援事業所が2か所とグループホーム等があります。
- ・保健センター事業で、就学前児童対象のことばの教室を開催しています。
- ・人権セミナー※や学校での福祉教育※により、障害者に対する理解を深めています。
- ・手話通訳と要約筆記については、要望や状況に応じて対応しています。

基本方針

障害のある人が支援を受けられるように、福祉サービスや地域生活支援事業の体制の充実を図るとともに、障害に対する理解の推進に努めます。

取り組みの方向

3-2 障害のある人への支援体制の充実

活動内容	実施主体	関係機関
☆障害者サービスの周知と地域の対象者を支援する体制づくりを推進します。 ・地域（班単位）の支援体制としての福祉推進員（仮称）を設置し、連携体制づくりを推進します。	町 社協 包括	事業所 民生児童委員 自治会
☆障害を理解してもらうための啓発活動に努めます。 ・人権セミナー、福祉教育を通じた啓発活動を推進します。	町 社協 各種団体	自治会 学校

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆障害者が利用しやすい環境づくりに努めます。 ・ユニバーサルデザイン※の推進に努めます。	町 社協	専門機関
☆事業所との連携を図り、障害者の就労支援の充実に努めます。	町 事業所	専門機関
☆障害者団体と連携を図り、事業の充実に努めます。 ・心身障害者福祉会、手をつなぐ親の会の活動を支援します。	町 社協 各種団体 事業所	
☆障害者を対象とした総合相談窓口の充実や、専門機関との連携を図ります。	町 専門機関 事業所	各種団体

基本目標：安心・安全

重点目標：福祉制度の周知を図ろう

3. 支援 ～支援を必要としている人への援助～

3-3 子育て世帯への支援の充実

地域課題

- ・子育て世帯に対して働きやすい環境づくりをして欲しい。
- ・ひとり親家庭の教育環境づくりの支援が必要です。
- ・児童虐待を早期発見するような体制づくりを進めて欲しい。

現状

- ・次世代育成支援行動計画の基本目標に基づき、子育て世帯や要保護児童への支援を実施しています。
- ・ひとり親家庭の生活安定と児童福祉の増進を図るため、ひとり親家庭などの児童を養育する施設等を支援しています。
- ・子育て世帯に対して児童相談や各種相談事業を実施しています。

基本方針

子育て世帯のニーズに応じたサービスの提供と、要保護児童に対する支援を図り、安心して子育てができる環境整備に努めます。

取り組みの方向

3-3 子育て世帯への支援の充実

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆子育て世帯のサービスの周知と地域の対象者を支援する体制づくりを推進します。 ・地域（班単位）の支援体制としての福祉推進員（仮称）を設置し、連携体制づくりを推進します。	町 社協	事業所 民生児童委員 自治会 地域住民 専門機関
☆共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴う保育ニーズに応じた一時保育、時間外保育、放課後児童クラブなど、保育体制の充実に努めます。	町	各種団体
☆各種団体（民生委員児童委員、健康推進員※）と連携して、子育て相談や健康づくり活動を推進します。	町 民生児童委員 各種団体	社協 ボランティア
☆各機関の迅速な対応による、児童虐待の防止やひとり親家庭、障害児に対する支援の推進を図ります。	町 社協 民生児童委員	地域住民

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆小学校体育館などを活用して、地域の方々の協力を得ながら、放課後子ども教室を開催することで児童の健全育成を図ります。	町	ボランティア



基本目標：安心・安全

重点目標：福祉制度の周知を図ろう

4. 権利擁護 ～成年後見と日常生活自立支援事業の充実～

地域課題

- ・成年後見制度※の周知と利用するための支援が必要です。
- ・銀行へ行き金銭の出し入れや、難解な書類の理解に困っています。

現状

- ・成年後見制度の市町村長申立や後見人費用の助成を行っています。
- ・社会福祉協議会では日常生活自立支援事業として、対象者の金銭管理を実施しています。

基本方針

高齢者や障害者の財産を守るための制度の周知や体制づくりに努めます。

取り組みの方向

4-1 権利擁護 ～成年後見と日常生活自立支援事業の充実～

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆成年後見制度の利用支援や周知に努めるとともに、市民後見人※の育成に努めます。 ☆日常生活自立支援事業の円滑な推進を図るため、生活支援員※の育成に取り組みます。	町 社協	専門機関

基本目標：安心・安全

重点目標：命を守る体制づくりを進めよう

5. 防災対策 ～地域防災力の強化を図る～

地域課題

- ・防災無線の内容が、声が割れてわからない時がある。ゆっくり話すとか数回放送するとか工夫をして欲しい。
- ・現在の避難所で対応できるのか。
- ・災害時要援護者名簿※の情報等の共有化が必要です。
- ・AED※を夜間使用できる施設に設置して欲しい。
- ・町全体での防災訓練の実施をして欲しい。

現状

- ・防災ラジオ※を平成24年度に販売及び貸与しました。
- ・町指定避難場所や一時避難所として地域の集会所や公園で避難可能な施設等の位置を示した、地震ハザードマップと洪水ハザードマップを全戸配布しました。
- ・自治会、民生委員児童委員などを通じて情報の共有化を進めています。
- ・AEDは限られた場所に設置されています。
- ・防災訓練は自治会単位で実施されており、実施にあたっては協力をしています。

基本方針

無縁社会といわれているように、近年住民相互のコミュニティが希薄化している中、災害時要援護者支援計画に基づいた体制整備などの共助による体制づくりに取り組みます。

取り組みの方向

5 防災対策 ～地域防災力の強化を図る～

活動内容	実施主体	関係機関
☆災害時要援護者名簿を作成し、自治会、民生委員児童委員、近隣住民等との連携体制の構築に努めます。	町 自治会 民生児童委員 地域住民	社協 包括 専門機関 事業所
☆AED設置場所の拡大と使用方法の周知に努めます。 ・AEDを含めた福祉マップを作成します。 ・AED設置場所の検討をします。	町 社協	自治会 専門機関 事業所

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆自主防災組織、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施することにより、地域防災力の強化に努めます。	町 社協 自治会	事業所 専門機関 ボランティア



基本目標：安心・安全

重点目標：福祉施設や交通手段の充実を図ろう

6. 活動拠点 ～福祉施設の設備充実を図る～

地域課題

- ・道幅を広げ、車いすが通れるようにし、歩道と車道の色をはっきりと判るようにすることが必要です。
- ・乳幼児を連れたままトイレが利用できるようにして欲しい。
- ・B-net 子どもセンター※家屋の改修あるいは代替施設が必要です。
- ・社会福祉協議会の2階に行くにはエレベーターがなく高齢者には不適切です。
- ・老人クラブ活性化のために、活動拠点を整備して欲しい。
- ・各地域に傾聴する場所が欲しい。

現状

- ・歩道のフラット化や歩道段差切り下げの改修工事を実施しています。
- ・点字ブロック、点字表記の設置をしています。
- ・社会福祉協議会の施設は、エレベーターの設置は構造上不可能で、利用者数に対して施設が手狭です。
- ・水仙クラブ連合会(老人クラブ)は社会福祉協議会を活動拠点としています。
- ・17地区に老人クラブがあり、地域の集会場を主な活動拠点としています。
- ・サロン事業(誰でも集える場所)※を井戸端※(東酒々井)と社会福祉協議会(中央台)の町内2か所で実施しています。

基本方針

誰もが使いやすい福祉施設の整備を検討するとともに、集会所の活用について検討します。

取り組みの方向

6-1 活動拠点 ～福祉施設の設備充実を図る～

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆地域福祉活動の中心となる拠点の整備について検討します。 ・社会福祉協議会や福祉関係団体活動拠点の整備	町 社協	
☆各地区集会所を交流の場や地域の相談拠点などとしての活用を検討します。	町 社協	自治会

基本目標：安心・安全

重点目標：福祉施設や交通手段の充実を図ろう

7. 移動手段 ～移動手段の充実を図る～

地域課題

- ・免許証を返納したが買い物や通院などの交通手段がなくなるので困っています。
- ・しすいふれ愛タクシー※に乗降補助員を乗務させて欲しい。
- ・しすいふれ愛タクシーの利用範囲の拡大をして欲しい（町外運行の拡大・土日運行・運行時間の拡大）。
- ・生活弱者への買い物支援体制が必要です。

現状

- ・しすいふれ愛タクシーを運行しています。
- ・利用者は自力で乗降可能な方となっています。
- ・運行範囲は町内運行が原則であり、特別運行として成田赤十字病院と印西市北総病院に運行しています。
- ・運行は平日の8時から17時までです。（最終乗車は16時30分です）

基本方針

交通弱者の移動手段であるしすいふれ愛タクシーの利用促進やPRを図り、利便性の向上に努めます。

取り組みの方向

7-1 移動手段 ～移動手段の充実を図る～

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆しすいふれ愛タクシーの利用促進のPRに努めるとともに、ニーズを把握しながら利便性の向上を図ります。	町 社協	
☆買い物支援など住民同士の自主的な支え合いの仕組みづくりに努めます。 ・助け合いによる地域互助体制の推進を図ります。	地域住民	

基本目標：協働

近年地域の抱える問題は山積しており、その困りごとや課題を解決していくためには、地域の住民、行政、社会福祉協議会、事業者や団体が協力して、課題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

そのための仕組みづくりを進めるため、基本目標として「協働」を掲げました。

【取り組みの方向】

8. 見守り・支え合い

～地域力による見守り体制の構築を図る～

9. 相談

～相談支援体制の充実を図る～

10. 連携

～自治会・関係団体・町・社会福祉協議会による連携強化を図る～

11. ボランティア

～ボランティア育成と支援の強化を図る～

基本目標：協働

重点目標：地域の助け合い、見守りの体制を作ろう

8. 見守り・支え合い ～地域力による見守り体制の構築を図る～

8-1 安否確認体制の充実

地域課題

- ・救急医療情報キットを全世帯に配布して欲しい。
- ・緊急通報装置を日中ひとり暮らし高齢者にも設置して欲しい。
- ・日頃からの関わりで、災害時の要援護者（高齢者・障害者・子ども等）の支援体制を作ることが必要です。
- ・安否確認に対して拒否する方たちの対応がわからない。

現状

- ・救急医療情報キットは75歳以上の世帯に配布しています。
- ・緊急通報装置は65歳以上ひとり暮らし世帯、65歳以上世帯で一方が要介護の方に設置しています。
- ・日中のひとり暮らし高齢者や障害者、子どもに対する災害時の状況の把握が困難です。
- ・近所づきあいは地域格差が非常に大きい。
- ・外部からの接触を拒絶している方たちの確認方法に苦慮しています。

基本方針

地域コミュニティ活動を通じた住民同士による助け合い、支え合いができる体制と見守り支援体制の構築に努めます。

取り組みの方向

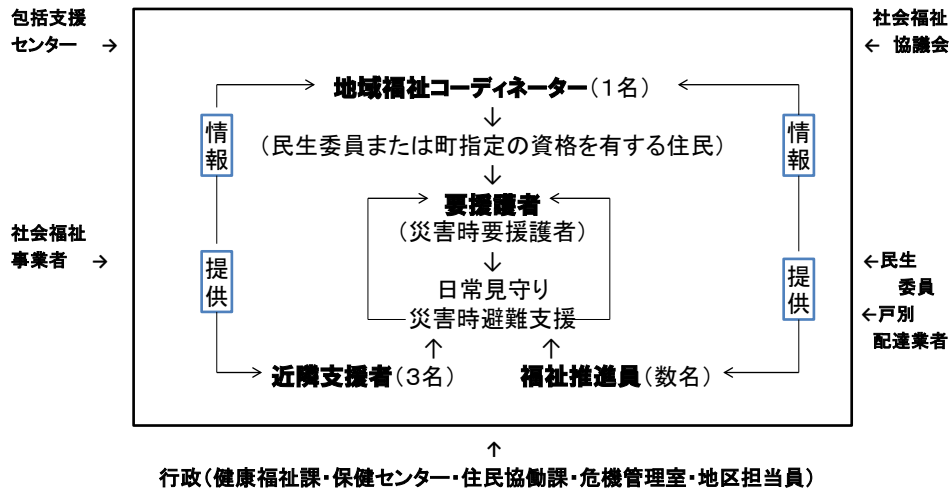
8-1 安否確認体制の充実

活動内容	実施主体	関係機関
☆日頃から地域での見守りや関わりを持つことで、地域の状態を把握できる仕組みを推進します。 ・地域（班単位）の支援体制としての福祉推進員（仮称）を設置し、連携体制づくりを推進します。 ・日常生活の中で、地域コミュニティを築くあいさつ運動などを推進します。	町 社協 包括 民生児童委員 自治会 地域住民	検針員 配達員

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆災害時要援護者名簿を作成し、緊急時や日頃の見守り体制の構築に努めます。	町 民生児童委員 自治会 地域住民	社協 包括 事業所
☆救急医療情報キットや緊急通報装置の支援対象者の拡大について検討します。	町	

地域福祉ネットワークのイメージ

〇〇自治会 地域福祉サポートセンター(仮称)



基本目標：協働

重点目標：地域の助け合い、見守りの体制を作ろう

8. 見守り・支え合い ～地域力による見守り体制の構築を図る～

8-2 町・自治会・社会福祉協議会・民生委員児童委員との連携による見守り

地域課題

- ・自殺願望者、高齢者虐待、児童虐待を早期に発見したい。
- ・自治会を超えた地域の交流を図っていきたい。

現状

- ・自殺願望者、高齢者虐待、児童虐待の情報の入手については、住民や関係機関からの通報により対応しています。
- ・自治会間の交流はなく、自治会単位で行事を実施していることが多いです。

基本方針

地域のさまざまな支援を必要とする方に対し、地域内のコミュニティを築くことで、日頃からの見守りや安否確認ができるような体制整備に努めます。

取り組みの方向

8-2 町・自治会・社会福祉協議会・民生委員児童委員との連携による見守り

活動内容	実施主体	関係機関
☆自治会、関係機関との連携により平時からの見守り支援体制を築き、早期発見、迅速な対応ができるような体制づくりに努めます。 ・地域（班単位）の支援体制としての福祉推進員（仮称）を設置し、連携体制づくりを推進します。	町 社協 包括 民生児童委員 自治会 地域住民	検針員 配達員
☆自治会を越えた広範囲な地域での共助支援体制を築く仕組みづくりに取り組みます。	町 社協 自治会	

基本目標：協働

重点目標：地域の助け合い、見守りの体制を作ろう

8. 見守り・支え合い ～地域力による見守り体制の構築を図る～

8-3 地域互助による見守りと支え合い

地域課題

- ・安心できる町づくりのため、防犯対策を充実して欲しい。
- ・近所からの頼まれごとに対して、どの程度まで関わったらよいのかわからない。
- ・近所に高齢者が多く活気がない。
- ・生活弱者への買い物支援体制が必要です。

現状

- ・町内各種団体において防犯パトロール活動を行っています。
- ・向こう3軒両隣の意識が希薄化しており、近隣で支え合う力が弱体化しています。

基本方針

地域内での活動によるコミュニティづくりの推進を図り、地域力による助け合いや支え合いができる体制づくりに努めます。

取り組みの方向

8-3 地域互助による見守りと支え合い

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆住民による自主防犯組織との連携の強化を図ります。	自治会 各種団体 地域住民	町 ボランティア
☆住民同士の自主的な支え合い・助け合いによる地域互助体制の推進を図ります。	自治会 地域住民	町 社協 ボランティア
☆日常生活の中で、地域コミュニティを築くあいさつ運動などを推進します。	自治会 地域住民	

基本目標：協働

重点目標：地域福祉の体制づくりを強化しよう

9. 相談 ～相談支援体制の充実を図る～

9-1 ワンストップサービス（総合案内機能）体制の検討

9-2 専門相談窓口の体制整備

地域課題

- ・困っている時に相談したいが、どこに相談してよいかわかりません。
- ・役場に総合相談窓口がありません。
- ・多種多様な相談に対する専門的な相談機関の充実をして欲しい。

現状

- ・各部署が連携し、相談窓口の案内を行っています。
- ・専門的な相談については、町内外の各専門機関との連携を図っています。

基本方針

住民の相談窓口の充実を図るとともに、相談体制の構築に努めます。

取り組みの方向

9-1 ワンストップサービス※（総合案内機能）体制の検討

活動内容	実施主体	関係機関
☆ワンストップサービス（総合案内機能）の体制を検討します。	町 社協 包括	専門機関
☆高齢者、障害者、児童などを対象とした総合相談窓口の充実や、専門機関との連携を図ります。	町 社協 包括 専門機関 事業所	

9-2 専門相談窓口の体制整備

活動内容	実施主体	関係機関
☆相談機関の体制整備、充実を図るとともに、専門機関との連携体制を強化します。 ・高齢者相談、障害者相談、児童相談、人権相談、消費生活相談、心配ごと相談等の相談事業の充実を図ります。	町 社協 包括	専門機関 民生児童委員

基本目標：協働

重点目標：地域福祉の体制づくりを強化しよう

10. 連携 ～自治会、関係団体、町、社会福祉協議会による連携強化を図る～

10-1 自治会と民生委員児童委員との連携による地域活動の充実

10-2 自治会と関係機関との連携

地域課題

- ・自治会の役員の任期はほとんど単年度であるため、事業の継続が難しい。
- ・地域の中で民生委員児童委員を知らない人が多い。
- ・自治会と民生委員児童委員の連携が不可欠です。
- ・支援の必要な方の情報について、関係機関とのネットワークづくりが必要です。

現状

- ・民生委員児童委員の担当する地域と自治会が一致していない。
- ・自治会と民生委員児童委員との係わりが少ない。
- ・広範囲な情報をさまざまな機関や個人で共有することは、迅速な支援を行う上で有効なことであるが、個人情報保護の面からは、困難な部分もあります。

基本方針

自治会と民生委員児童委員、関係機関や町との連携を図れるような体制づくりを推進します。

取り組みの方向

10-1 自治会と民生委員児童委員との連携による地域活動の充実

活動内容	実施主体	関係機関
☆自治会と民生委員児童委員の接点を作るための仕組みづくりや民生委員児童委員活動のPRに努めます。 ・行政連絡員会議において民生委員児童委員のPRを行い、各自治会への周知を図ります。	町 社協 自治会 民生児童委員	

10-2 自治会と関係機関との連携

活動内容	実施主体	関係機関
☆自治会と関係機関との連携を図るため、地域担当員※の活動を推進し、地域との連携を強化します。	町 社協 自治会 関係機関	包括

基本目標：協働

重点目標：地域の担い手を育成しよう

- 1 1 ボランティア ～ボランティア育成と支援の強化を図る～
- 1 1-1 ボランティアのPRと人材育成
- 1 1-2 各種団体（学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体等）との連携
- 1 1-3 ボランティアコーディネート機能の強化

地域課題

- ・ゴミ出しや細かい作業、買い物が困難です。
- ・ボランティアの担い手が不足しています。
- ・一時的な生活支援を必要とする方へのサービスが必要です。
- ・支援内容に対応できるボランティアの体制の強化が必要です。

現状

- ・ゴミ出し等は、社会福祉協議会のワンコインサービス（有償ボランティア）で実施しています。
- ・サービスの要望に対して、ボランティア提供者の人材が不足しています。
- ・ボランティアの育成については、ボランティア講座や公民館事業において人材育成を行っています。
- ・生活支援については、シルバー人材センターなどのサービス利用で対応しています。
- ・ボランティアニーズの把握は社会福祉協議会で行っています。

基本方針

地域福祉を推進していくためには住民の方々の協力が不可欠です。そのための担い手として、ボランティアの育成とコーディネート機能の強化に努めます。

取り組みの方向

- 1 1-1 ボランティアのPRと人材育成

活動内容	実施主体	関係機関
☆地域協力者であるボランティアの育成と団塊世代が地域デビューできるようサポートに努めます。 ☆ニーズに対応できるような人材確保とボランティアの育成に努めます。	町 社協 ボランティア 地域住民 NPO※	

1 1 - 2 各種団体(学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体等)との連携

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆ボランティア活動の活性化を図るため、各種団体・学生ボランティア等と協力して、ボランティア活動の充実に努めます。	社協 ボランティア 各種団体 地域住民 NPO	町

1 1 - 3 ボランティアコーディネート機能の強化

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆ボランティアによるボランティアコーディネート機能の強化について推進します。	社協 ボランティア	町



ボランティア団体「給食サービス菜のはな会」

基本目標：交 流

これからの地域福祉の推進は、住民同士の地域互助による助け合い・支え合いが求められています。

行政、社協の制度やサービスのすきまで生じた地域課題を解決していくため、住民同士による助け合いの仕組みを作る基本目標として「交流」を掲げました。

【取り組みの方向】

1 2. 交流の場

～地域コミュニティによる支え合いの強化を図る～

1 3. 福祉施設

～地域活動・交流の場の整備をする～

1 4. 世代間交流

～世代を超えた活動の交流を図る～

1 5. 生きがいづくり

～生きがいづくりの促進を図る～

1 6. 広報・情報

～適切な情報提供の充実を図るための環境整備～

基本目標： 交 流

重点目標：地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

1 2. 交流の場 ～地域コミュニティによる支え合いの強化を図る～

1 2-1 地域互助体制の充実

1 2-2 農村部と都市部による地域課題に対する取り組み

地域課題

- ・高齢者や障害者が一緒に参加できるイベント等を開催し、交流を図ることが必要です。
- ・在住外国人とともに暮らす異文化理解の地域社会づくりが必要です。
- ・児童の見守りを通じた、地域交流を進める必要があります。
- ・集会場を利用してコミュニケーションを図り、情報交換やニーズの聞き取りの場所が必要です。
- ・高齢化社会を迎えるにあたり高齢者が集える場所が必要です。
- ・農村部と都市部において地域課題が異なっています（都市部でのコミュニティの希薄化が顕著です）。

現状

- ・自宅で閉じこもっている高齢者や障害者が多くなっています。
- ・異文化理解を進めるために、人権セミナー等の活動による啓発活動を行っています。
- ・児童の見守りとして、地域の防犯パトロール組織や各種団体（PTA・青少年相談員等）で見守りを行っています。
- ・サロン事業（誰でも集える場所）として、井戸端（東酒々井）やふれあいサロン※(中央台)を開設しています。
- ・地域コミュニティは地域ごとの特性があります。

基本方針

地域コミュニティの強化を図ることを目的に、集会場等を利用した地域が中心となった世代間交流事業やサロン事業の推進に努めます。

また高齢者や障害者等の団体を支援し、交流事業を推進します。

取り組みの方向

1 2-1 地域互助体制の充実

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆地域内でのあいさつ運動を通じた交流の充実に努めます。	自治会 地域住民 各種団体	

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆集会場を利用したサロン事業・世代間交流事業を支援します。	町 社協 各種団体	

1 2 - 2 農村部と都市部による地域課題に対する取り組み

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆住民同士が地域行事を通じ、協力し助け合う体制づくりを支援します。 ☆都市部では団塊世代への地域参加と生きがいづくりが必要であり、農村部では地域行事の継承や地域コミュニティを行うため、地域間交流を推進します。	自治会 地域住民 各種団体	町



ふれあいサロンかざぐるま

基本目標： 交 流

重点目標：地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

1 3. 福祉施設 ～地域活動・交流の場を整備する～

1 3-1 集会場と福祉関連施設の活用と整備

1 3-2 誰でも参加できる集いの場（サロン事業）の充実

地域課題

- ・社会福祉協議会の2階に行くにはエレベーターがなく高齢者は不便です。
- ・地域福祉拠点として防災機能も兼ねた総合的な施設が必要です。
- ・各地域に集える場所が欲しい。

現状

- ・社会福協議会の施設は、エレベーターの設置は構造上不可能で、利用者数に対して施設が手狭です。
- ・サロン事業（誰でも集える場所）として、井戸端（東酒々井）やふれあいサロン（中央台）を開設しています。
- ・現在集会場を利用してのサロン事業は、実施していません。

基本方針

福祉活動拠点の整備について検討するとともに、地域コミュニティの活性化のため、地域の集会場を活用したサロン事業等の交流事業の推進を図ります。

取り組みの方向

1 3-1 集会場と福祉関連施設の活用と整備

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆町の地域福祉活動の拠点となる施設の整備について検討します。	町社協	
☆交流の場として地域の集会場の活用、整備について検討します。	町社協	自治会

1 3-2 誰でも参加できる集いの場（サロン事業）の充実

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆交流の場として地域の集会場での移動サロンの実施について検討します。	町社協	各種団体 ボランティア 自治会

基本目標：交 流

重点目標：地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

1 4. 世代間交流 ～世代を超えた活動の交流を図る～

1 4-1 福祉教育の推進

1 4-2 各種団体（学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体等）の交流による後継者育成

地域課題

- ・世代間交流を通じた、幼少期からの福祉教育が必要です。
- ・ニーズに対してボランティア活動人数の不足が生じているため、後継者の育成が必要です。

現状

- ・学校での福祉教育や公民館講座、ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成を図っています。
- ・ボランティア活動団体は増加傾向にあるが、ニーズに対してボランティア活動者の高齢化と減少が生じています。

基本方針

福祉教育を通じて、子どもたちへの福祉に対する意識の高揚を図るとともに、公民館講座やボランティア講座を通じたボランティア活動の推進、各種団体との交流を通じた地域福祉を担うボランティアの後継者育成に努めます。

取り組みの方向

1 4-1 福祉教育の推進

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆子どもたちに優しさや助け合いを学ぶ機会 の場として、夏休みボランティア講座等の開催 により、福祉教育を推進します。	社協 ボランティア	町
☆公民館講座や社会福祉協議会が行っている ボランティア講座を通じて、地域リーダーや地 域福祉を担うボランティアの育成を図ります。	町 社協	ボランティア

1 4 - 2 各種団体(学生ボランティア、住民活動団体、生涯学習団体等)の交流による後継者育成

活 動 内 容	実施主体	関係機関
☆ボランティア団体、社会教育団体、住民活動団体を含めた交流を図り、地域福祉を担うボランティアの後継者育成に努めます。	町 社協 ボランティア 各種団体	
☆水仙クラブ連合会(老人クラブ)、PTA、子供会等の交流を推進します。 ・昔遊びなどを通じた交流を推進します。 ・児童、生徒の登下校時に地域住民等による見守りを行うことを推進します。	地域 各種団体	学校



「夏休みボランティア講座」の様子

基本目標：交流

重点目標：社会参加の促進を図ろう

15 生きがいがづくり ～生きがいがづくりの促進を図る～

15-1 水仙クラブ連合会（老人クラブ）、シルバー人材センター機能の充実と参加促進

15-2 生涯学習事業の充実と参加促進

15-3 地域の人材発掘と参加しやすい環境づくり

地域課題

- ・水仙クラブ連合会（老人クラブ）の会員数が減少しています。
- ・高齢者の活躍できる場と生涯現役社会の実現による活力ある高齢化社会を作ることが必要です。
- ・町民が自ら社会参加できるようにして欲しい。
- ・定年後の居場所づくりが必要です。

現状

- ・地域の老人クラブの会員数が減少しています。
- ・水仙クラブ連合会（老人クラブ）やシルバー人材センターの支援を行っています。
- ・社会参加のきっかけづくりとして生涯学習事業、ボランティア講座の開催、シルバー人材センター等を紹介し、住民の参加促進を行っています。
- ・生きがいデイサービス事業を行い、高齢者の健康づくりに取り組んでいます。

基本方針

高齢者がいつまでも社会参加できるように水仙クラブ連合会（老人クラブ）やシルバー人材センターの支援、また生涯学習事業の充実を図り、団塊世代の地域デビューや生きがいがづくりの推進に努めます。

取り組みの方向

15-1 水仙クラブ（老人クラブ）、シルバー人材センター機能の充実と参加促進

活動内容	実施主体	関係機関
☆高齢者が生涯現役で活躍できる場を作り、生きがいを持って、社会参加できる地域社会づくりに努めます。 ・水仙クラブ連合会（老人クラブ）、シルバー人材センター、生きがいデイサービス事業を支援します。	町 社協 各種団体	

15-2 生涯学習事業の充実と参加促進

活 動 内 容	実施主体	関係機関
<p>☆生涯学習事業の充実を図り、社会参加と生きがいづくりを推進します。</p> <p>・公民館のサークル活動や健康づくり事業、軽スポーツ事業への参加を促進します。</p>	<p>町 各種団体</p>	

15-3 地域の人材発掘と参加しやすい環境づくり

活 動 内 容	実施主体	関係機関
<p>☆地域の人材を発掘し活躍できる体制整備と併せて、活動の場の確保と活動団体の情報提供に努めます。</p> <p>☆男女がお互いの人権を尊重し個性や能力を生かして、活躍できる地域社会を目指して男女共同参画※を推進します。</p>	<p>町 社協 各種団体</p>	

基本目標：交流

重点目標：情報の充実を図ろう

16 広報・情報 ～適切な情報提供の充実を図るための環境整備～

16-1 広報、ホームページ、回覧の充実

16-2 必要に応じた情報提供ができる体制づくり

地域課題

- ・町は誰もが分かりやすい情報の発信をして欲しい。
- ・防災行政無線の情報を、聴きやすくして欲しい。
- ・災害時支援の必要な方に対し関係機関が連携し、情報提供をして欲しい。

現状

- ・広報や回覧、ホームページ等により、情報提供を行っています。
- ・視覚障害の方や、活字が見づらくなった方へテープに吹き込んだ「声の広報」※を届けています。
- ・防災ラジオを平成24年度に販売及び貸与しました。
- ・災害時要援護者名簿登録制度により、避難支援者による情報伝達体制を整備しています。

基本方針

地域住民への情報発信の手段として広報紙や回覧、ホームページを活用した情報の提供や、緊急時に対応できる情報伝達体制づくりに努めます。

取り組みの方向

16-1 広報、ホームページ、回覧の充実

活動内容	実施主体	関係機関
☆広報紙やホームページ、回覧等を分かりやすい内容とするよう努めます。 ☆情報の入手が困難な方にも、正確な情報が発信できるよう努めます。 ・「声の広報」について引き続き取り組んでいきます。	町 社協	自治会 ボランティア

16-2 必要に応じた情報提供ができる体制づくり

活動内容	実施主体	関係機関
☆災害時要援護者名簿登録制度により、避難支援者による情報伝達体制の整備を図ります。 ☆地域からの情報を共有する体制づくりに努めます。	町 社協 包括 自治会 民生児童委員	

第5章 計画を推進するためには

1 計画の普及と啓発

地域福祉は、町民すべての参加と支え合いによって推進していくもので、一人でも多くの町民に理解と協力を得ることが重要となります。

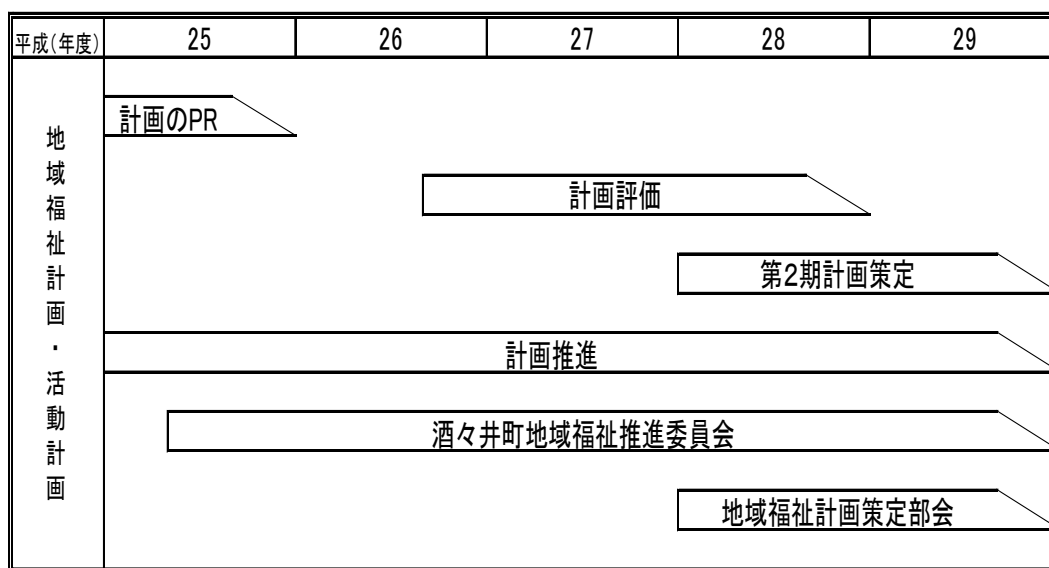
この計画を推進していくためには、町民、事業者や関係機関・団体、町、社会福祉協議会の「協働」が不可欠なものとなります。そのため、緊密なネットワークを基盤にして、計画の推進と進行管理を行います。

また、広報やホームページ、回覧などで本計画の周知を図るとともに自治会や民生委員児童委員などにこの計画の普及と啓発の協力を求めています。

2 計画の推進と評価

この計画は、町民、事業者や関係機関・団体、町、社会福祉協議会が協働で進める計画です。この計画の取り組みを効果的に推進するため、計画内容の進捗状況や事業の方向性を確認する評価の体制が必要となります。

このことから、「酒々井町地域福祉推進委員会」を設置し、この計画の進捗状況のチェックを定期的に行い、その評価した結果を分析して、第2期の計画策定に向けて計画内容の修正を行います。



参考資料	5 1
1 策定委員会設置要綱	5 2
2 策定委員名簿	5 3
3 策定委員会	5 4
4 策定部会	5 5
5 地域福祉フォーラム開催実績	5 6
6 計画策定の経緯	5 7
7 用語の解説	5 8

1 策定委員会設置要綱

酒々井町告示 第35号
平成24年 4月11日

酒々井町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(平成15年4月施行)第107条(市町村地域福祉計画)の規定により酒々井町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、酒々井町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項について検討を行い、計画案を策定するものとする。

- (1) 計画の策定に関して意見を述べること。
- (2) 計画の策定に関する情報交換
- (3) その他計画策定に関する必要なこと。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、町民公募、酒々井町議会教育民生常任委員会委員長、学識経験者、福祉関係団体をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。委員長及び副委員長は、委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

(事務局)

第6条 事務局は、健康福祉課及び社会福祉協議会とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、計画が策定された日をもって効力を失う。

2 策定委員名簿

	代表者名	選出母体	役職・部会
公募	堀越 昭磨	町民	2
公募	戸田 多鶴子	町民	2
町議会	内海 和雄	教育民生常任委員長	副委員長
学識者	松山 毅	順天堂大学	委員長
福祉関係団体	高橋 昌司	酒々井町社会福祉協議会	3
〃	吉田 義雄	酒々井町民生委員・児童委員協議会	3
〃	御園生 浩士	酒々井町ボランティア協議会	2
〃	吉田 和子	酒々井町更生保護女性会	2
〃	京増 恒	酒々井町水仙クラブ連合会	1
〃	堀井 まり子	酒々井町地域包括支援センター	3
〃	山近 勉	社会福祉法人 鼎	3
〃	福田 一夫	酒々井町心身障害者福祉会	2
〃	伊藤 光子	酒々井町手をつなぐ親の会	1
〃	青木 悦子	酒々井町母子寡婦福祉会	1
〃	殿城 元康	酒々井町PTA連絡協議会	3
NPO 団体	大野 一二	酒々井町の豊かな福祉をつくる会	1
〃	天野 早紀	B-net 子どもセンター	1

事務局	仲田 義秀	健康福祉課 課長
〃	内田 稔	健康福祉課 主幹
〃	岩井 照夫	健康福祉課 副主幹
〃	斉藤 清美	社会福祉協議会 事務局長
〃	渡邊 裕之	社会福祉協議会 副主査

3 策定委員会

酒々井町地域福祉計画策定委員会活動経過

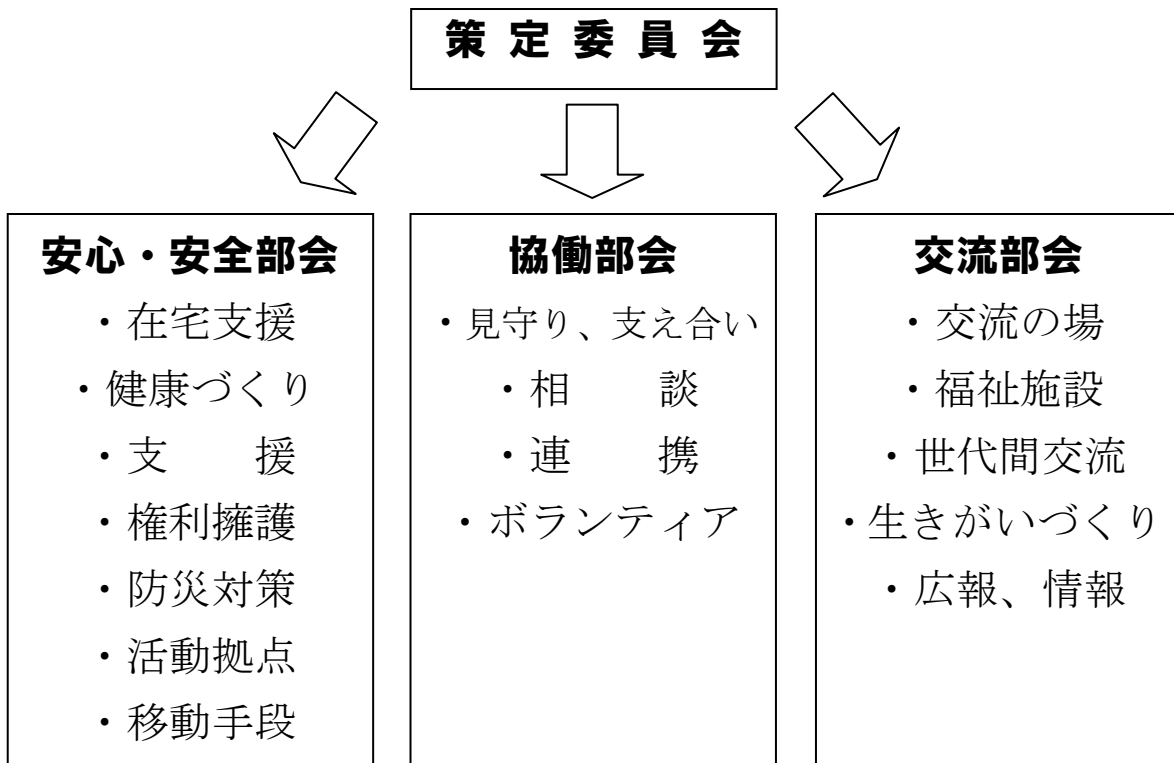
回数	開催日	場所	内容
第1回	平成24年 7月26日 (木)	役場3階 会議室	・ 委嘱状交付、正副委員長選出 ・ 勉強会 「地域福祉計画について」 ・ アンケート調査について
第2回	平成24年 10月4日 (木)	役場3階 会議室	・ アンケート集計報告 ・ 今後の進め方について ・ 検討部会の設置について
第3回	平成24年 11月27日 (火)	役場3階 会議室	・ 部会検討結果の発表 ・ 地域福祉フォーラムについて
第4回	平成25年 1月22日 (火)	役場3階 会議室	・ 骨子案について ・ 地域福祉フォーラムについて
第5回	平成25年 2月22日 (金)	役場3階 会議室	・ 素案について ・ 意見公募について
第6回	平成25年 3月25日 (月)	役場3階 会議室	・ 計画案について ・ 計画案の提出



4 策定部会

酒々井町地域福祉計画策定部会活動経過

【策定部会構成】



【実施日】

☆安心・安全部会（構成員 5名）

平成24年10月17日（水）

10月25日（木）

12月13日（木）

☆協働部会（構成員 5名）

平成24年10月15日（月）

11月 5日（月）

12月 5日（水）

☆交流部会（構成員 5名）

平成24年10月24日（水）

11月 6日（火）

12月 6日（木）

5 地域福祉フォーラム開催実績

開催日時 平成25年2月16日(土)
13時30分から15時40分

開催場所 プリミエール酒々井 文化ホール

主催 酒々井町社会福祉協議会

共催 酒々井町
酒々井町地域福祉計画策定委員会

開催趣旨

酒々井町で誰もが安心して暮らせるため、これからの地域福祉の推進には地域住民、行政、社会福祉団体等がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組むことが必要です。

現在、町と社会福祉協議会では、これからの酒々井町がめざす地域福祉の考え方や仕組みをつくるため、各福祉分野から委員を選任し策定委員会を立ち上げ、酒々井町地域福祉計画・酒々井町地域福祉活動計画の検討をして参りました。

このたび骨子案ができあがりましたので、みなさんに周知させていただくとともに、多くのみなさんのご意見をいただくために、『地域福祉フォーラム』を開催します。

開催内容

1部 計画経緯・計画骨子(案)説明

2部 シンポジウム「酒々井町が目指す地域福祉について」

コーディネーター：松山 毅(酒々井町地域福祉計画策定委員会委員長)

(順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科准教授)

シンポジスト：酒々井町長 小坂 泰久

酒々井町社会福祉協議会 会長 齋藤 甲一

第1部会 大野 一二(NPO酒々井町の豊かな福祉をつくる会)

第2部会 堀越 昭麿(町民公募)

第3部会 吉田 義雄(酒々井町民生委員・児童委員協議会)

参加者人数 100名

アンケート回収数 29通

(要望 11通・感想 12通・今後に期待 6通)

6 計画策定の経緯

酒々井町地域福祉計画・酒々井町地域福祉活動計画策定までの経緯

平成24年 7月26日	7月～9月	10月4日	10月～11月	11月27日	12月	平成25年 1月22日	2月16日	2月22日	3月1日 ～14日	3月中旬	3月25日	4月1日
第1回策定 委員会	ニーズ 収集・整理	第2回策定 委員会	作業部会での 検討	第3回策定 委員会		第4回策定 委員会	地域福祉 フォーラム	第5回策定 委員会	意見公募の 実施		第6回策定 委員会	
・委嘱状 交付 ・勉強会 ・アンケート 調査依頼	・収集した ニーズを キーワード ごとに整理	・キーワー ドを18項 目に分け、 さらに 安心・安全、 協働、交流 の3つの柱 に分類 ・策定委員 会を安心・ 安全、協 働、交流ご との作業部 会に分ける	安心・安全 部会 ・在宅支援 ・健康づくり ・支援 ・権利擁護 ・防災対策 ・活動拠点 ・移動手段 協働部会 ・見守り、 支え合い ・相談 ・連携 ・ボランティア 交流部会 ・交流の場 ・福祉施設 ・世代間交流 ・生きがい づくり ・広報、情報	・部会検討 結果を 発表、討議	作業部会での 検討	作業部会での 検討	骨子案の 発表・討議	委員会へ 素案提出・ 検討	意見公募に 基づく素案 修正	素案公表	委員会より 町長・社協 会長へ提出	計画 スタート
				骨子案作成	骨子案作成	骨子案修正	素案作成	素案修正	素案完成	素案完成	計画完成	

7 用語の解説

【ア行】

生きがいデイサービス事業	介護認定を受けていない60歳以上の方の介護予防事業
井戸端	酒々井町における住民公益活動に関心のある個人や団体など、誰もが利用できる施設
インフラ	基盤整備や施設整備のこと
AED (自動体外式除細動器)	けいれんを起こした心臓に、電気ショックを与えて正常に戻すための医療機器
NPO	民間非営利団体で地域に密着した新たな公共サービスや社会貢献活動を行う団体

【カ行】

介護支援ボランティア	介護認定を受けていない65歳以上の方が、町内介護保険施設等で生きがいつくりや介護予防のためにボランティア活動を行うこと
介護認定者	介護保険法によるサービスが必要になる状態（要介護・要支援）
救急医療情報キット	緊急時の連絡先、かかりつけ医・持病・服用薬などの医療情報、健康保険証（写し）や診察券（写し）、本人写真などを容器に入れて、自宅に保管しておき、万が一の救急時に備える取り組み
緊急通報装置	ひとり暮らしの高齢者等に緊急事態を通報する電話機とペンダント型発信機を貸与しています
ケアマネージャー	介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者
健康推進員	町民の健康の保持増進並びに福祉の向上に寄与することを目的とする団体
声の広報	視覚障害者の方や活字が見づらくなった方へ、ボランティア団体「虹」により広報等をテープに吹き込みをしたもの

【サ行】

災害時時要援護者（名簿）	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと
サロン事業	地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの場
しすいふれ愛タクシー	タクシーの便利さをバス並みの料金で実現するデマンド交通システム。予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、町内の行きたいところまで送迎するサービス
児童通所系サービス	障害児童の利用できる通所型サービス（短期入所施設、児童デイサービス等）
市民後見人	認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行うこと
社会福祉協議会（社協）	社会福祉法109条に位置づけがされている、地域福祉の推進を目的とする民間組織
手話通訳	聴覚障害者情報伝達するための方法で、手を使って言葉を表現する方法
障害者福祉サービス事業所	障害者自立支援法の介護給付の対象となるサービスを提供する事業者（ホームヘルプサービス、短期入所、生活介護等）
シルバー人材センター	現役を引退した定年退職者等の高齢者が、地域社会でその経験を活かしつつ、働くことを通じて生きがいを得るとともに社会に貢献することを主たる目的として、自主的に参加し、組織する公益社団法人等で高齢社会を支える公益性・公共性を有する団体
人権セミナー	さまざまな人権問題について、正しい知識と認識を培うための学習の場
水仙クラブ連合会（老人クラブ）	以前は老人クラブと呼ばれていたが、名称を変更し地域の高齢者が明るく健やかな生活を送れるような活動を目的としている団体
生活支援員	日常生活自立支援事業の実施において、契約者との契約内容に応じた実際の支援を行う社会福祉協議会の臨時職員
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護し、支援するための制度

【タ行】

男女共同参画	男女が性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮する事が出来る機会を確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うこと
地域担当員	町民と町の協働のまちづくりを推進するために、町政の主要事項に対する意見、提案等の広聴や要請事項の依頼を行うとともに、地域の情報や課題の共有、解決に向けて、町民と共に考え実践するため、各地域に担当職員を配置した制度
地域包括支援センター（包括）	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する総合相談支援機関

【ナ行】

日常生活自立支援事業	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業です。
------------	--

【ハ行】

B-n e t子どもセンター	大学生が中心となって運営するNPO法人です。運営スタッフは大学生や地域の方で構成され時間と気持ちを持ちよってさまざまな活動を展開しています。
福祉教育	社会福祉に対する理解を深めるために行われる教育活動
福祉推進員	見守りが必要な人の見守りや声かけを行うなど、潜在する福祉ニーズを早期に発見し、専門機関につないだりする地域ボランティア
ふれあいサロン事業	社会福祉協議会が主体で行っており、ボランティア「かざぐるま」の協力で誰もが集える場所として、社会福祉協議会を会場に月1回（第1金曜日）に開催している
防災ラジオ	防災行政無線の受信機で、通常のラジオとしても使用できる機器

【マ行】

民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている
----------	--

【ヤ行】

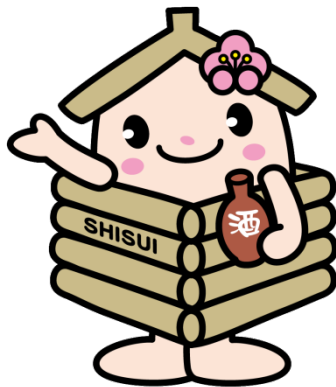
ユニバーサルデザイン	すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザイン
要約筆記	聴覚障害者に頭上投影機などで、文字をスクリーンに映写し情報伝達するための方法

【ラ行】

ロコモティブシンドローム	骨・関節・筋肉など体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態のこと
--------------	--

【ワ行】

ワンコインサービス	社会福祉協議会で行っている在宅福祉事業であり、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯などの支援を必要としている方々に対して、30分程度の軽作業を100円または500円のワンコインで実施している有料サービスであり、実施は地域登録ボランティアが行う制度
ワンストップサービス	一つの窓口で複数の申請手続きなどの事務処理が行えること



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しずいちゃん）

酒々井町地域福祉計画

酒々井町地域福祉活動計画

「みんなで創ろう ～助け合い・支え合う

福祉の町 酒々井～」

平成25年3月

発行 酒々井町健康福祉課
千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
TEL 043-496-1171

発行 社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会
千葉県印旛郡酒々井町中央台1-28-8
TEL 043-496-6635